



毛呂山町 緑の基本計画

緑のささやきが聴こえるまち 毛呂山



毛呂山町

はじめに



私たちの郷土である毛呂山は、西には黒山自然公園の緑の中に里山が広がり、東には越辺川や葛川の周辺にのどかな田園地帯が広がり、豊かな自然環境に恵まれています。また、首都圏約50km圏内に位置することから、ベッドタウンとしての性格も併せ持っています。このような要因により本町は、自然環境と都市機能が調和した都市として発展し、現在に至っております。

こうした中、本町を取り巻く社会状況は大きく変化しています。経済面における高度成長から低成長への転換、少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題など、私たちの暮らしの中において新たな課題が顕在化しています。このような課題に対応するため本町では、第四次毛呂山町総合振興計画を策定し、「緑とふれあいの文化都市 もろやま」を将来都市像に掲げ、町民の皆様と行政との協働によるまちづくりを推進しているところです。

この将来都市像におけるキーワードの一つである「緑」は、これからのまちづくりにおいて、大変重要なものであると考えます。豊かな自然は、そこに住む人々を物質的な面はもちろん、精神的な面においても支えます。また、阪神・淡路大震災や東日本大震災を通して私たちは、緑の持つ防災面での役割についても再認識したところです。さらには、本町の歴史文化において緑が連綿と受け継がれてきたことから、本町の緑は将来に引き継ぐべき財産でもあります。

本町のまちづくりにおけるキーワードであり、将来を担う子どもたちへ引き継ぐべき財産である「緑」を積極的に保全・創出・活用するため、ここに、本町の緑に関する総合的な計画である「毛呂山町 緑の基本計画」を策定いたしました。

本計画では、緑の将来像として「緑のささやきが聴こえるまち 毛呂山」掲げ、4つの基本方針により具体的な方向性を示し、「緑」を積極的に保全・創出・活用してまいります。また、緑の保全・創出については緑の持つ様々な役割を再確認し、歴史文化や景観的な観点などによる質的な向上を目指します。

今後、本計画を推進するにあたりまして、土地所有者をはじめとする町民の皆様や市民団体の方々、さらには事業者の方々など多くの皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

毛呂山町長 井上健次

目次

第1章 計画策定の前提	5
1. 計画策定の背景と主旨	6
(1) 毛呂山町の目指すべきまちづくり	6
(2) 私たちを取り巻く状況と緑	7
(3) 計画策定の基本方向	8
2. 緑の基本計画とは	9
(1) 緑の基本計画の概要	9
(2) 計画の特徴	9
(3) 計画の位置づけ	9
(4) 計画の目標年次	10
(5) 計画の内容	10
3. 緑の役割	11
(1) まちの環境を守る緑	11
(2) 心に安らぎを与え、暮らしを豊かにする緑	12
(3) 安全なまちを支える緑	12
(4) 環境に配慮した景観をつくる緑	13
第2章 毛呂山町における緑の現況と課題	15
1. 毛呂山町における緑の現況	16
(1) 毛呂山町の概況	16
(2) 緑地の現況	19
2. 緑に関する町民意識	24
(1) 第四次毛呂山町総合振興計画策定における町民意識調査	24
(2) 毛呂山町都市計画マスタープランの見直しにおける町民意識調査	28
3. 毛呂山町における緑の課題	36
(1) 緑の現況からみた課題	36
(2) 緑の役割からみた課題	36
(3) 緑に関する町民意識からみた課題	41
(4) 総合的な課題	43

第3章 計画の目標と基本方針	4 5
1. 緑の目標	4 6
(1) 緑の将来像	4 6
(2) 緑の目標水準	4 8
2. 計画の基本方針	5 0
(1) 4つの基本方針	5 0
(2) 緑の配置方針	5 2
第4章 緑の推進施策の方針	5 3
1. 緑の推進施策の体系	5 4
2. 緑の推進施策の方針	5 6
基本方針1	5 6
基本方針2	6 3
基本方針3	6 5
基本方針4	7 1
第5章 計画の推進に向けて	7 7
1. 計画の推進体制	7 8
(1) 各主体の役割	7 8
(2) 計画の推進を支える体制	7 9
2. 計画の進行管理	8 0
(1) 柔軟かつ的確な計画の進行管理	8 0
(2) PDCAサイクルによる進行管理の検討	8 0
参考資料	8 1
1. 主な緑地保全制度について	8 2
2. 主な緑化制度について	8 9
3. 用語解説	9 2

第1章 計画策定の前提

1. 計画策定の背景と主旨

(1) 毛呂山町の目指すべきまちづくり

毛呂山町は、昭和30年に旧毛呂山町と川角村が合併して以来、首都圏のベッドタウンとしての機能を担ってきました。高度経済成長期以降、人口の増加に伴い、団地開発や各種インフラの整備が行われました。今後は、少子高齢化による人口減少、老朽化したインフラの維持管理などに対応したまちづくりの推進が求められます。

平成23年3月には、毛呂山町のまちづくりの基本理念と目指すべき基本方向を明らかにした「第四次毛呂山町総合振興計画」後期基本計画を策定しました。総合振興計画では、まちづくりの基本方向の一つとして「自然と共生した安全で快適なまちづくり」を掲げています。これは、本町の豊かな自然を活かしながら都市機能を充実させることを意味しています。この基本方向を実現する上で、緑に関する施策の役割が非常に重要であり、より具体的な計画が求められます。

また、同じく平成23年3月には「毛呂山町都市計画マスタープラン」を改定し、「公園・緑地の整備方針」及び「河川・水路の整備方針」を定め、自然環境を活かしたまちづくりを推進しています。

【参考】第四次毛呂山町総合振興計画におけるまちづくりの考え方

■基本理念

基本理念1 住民と行政の協働

町は、これまで、人口急増に対応しながら、住民の定住環境の整備や、さまざまな住民ニーズに対応した施策を実施してきました。

今後も住民ニーズがますます多様化していくことが予想され、住民一人ひとりの生活や行動、考えを尊重する施策の充実が求められています。また、住民の生活要望に細かく対応し、的確で迅速に対応することが必要となってきます。そのためには、行政のみがまちづくりを進めるのではなく、住民ができることは住民自らが取り組み、住民同士で課題を解決することが必要となります。住民が町に愛着心を持ち、主体的にまちづくりに取り組むことが大切になってきます。

本町がまちづくりを進める基本的な「方法」として「住民と行政の協働」を掲げ、住民と行政の厚い信頼関係のなかで、効果的なまちづくりを進めることとします。

基本理念2 安心と安全のまちづくり

町に暮らす全ての人が、生涯安心して生活を続けられること、そして、その生活が安全であること、これは住民の最も基本的な思いであり、望みです。

しかし、近年、地域で支え合う暮らしがなくなりつつあり、また、身近な場所で犯罪が発生するなど、安心して安全に生活を営むことがあたり前ではなくなってきました。

安心し安全な暮らしを営みたいという住民の思いや願いがかなえられる町をつくることをまちづくりの基本的な「目標」とします。

基本理念3 緑と文化の活用

本町は緑豊かな町です。さらに、流鏝馬や鎌倉街道に代表されるように歴史や文化に彩られた町です。緑と文化は町を象徴する財産です。今までも、緑と文化はまちづくりのなかで、重要な役割を果たしてきました。

今後も、住民が元気に活力あふれ町に誇りを持ち、町を訪れるすべての人があこがれを感じるまちをつくるため、緑と文化をまちづくりのあらゆる場面で「活用」することとします。

■将来都市像

「緑とふれあいの文化都市 もろやま」

■まちづくりの基本方向

基本方向1 住民と行政の協働によるまちづくり

まちづくりを住民と行政が協働して進めるまちを目指します。

そのため、まちのできごとや、これからのまちづくりについて、住民が正確な情報を共有し、隣近所で活発な住民活動が展開できるまちづくりを進めます。さらに、全ての住民がまちづくりに取り組めるよう、男女共同参画や住民の交流活動を促進します。また、簡素で効率的な行財政運営や広域的なまちづくりを進めます。

基本方向2 健康で安心して暮らせるまちづくり

住民一人ひとりが健康で安心して生涯住み続けられるまちを目指します。

そのため、地域における支え合いを基盤として、一人ひとりに対応できるきめ細かな健康づくり活動や、少子高齢社会などに対応する福祉活動を支援します。

基本方向3 自然と共生した安全で快適なまちづくり

自然と共生し、災害や犯罪がない安全で快適なまちを目指します。

そのため、自然と都市が調和し、道路や公園、交通環境が整備されたまちづくりを進めるとともに、住民が主体的に取り組む美しい景観づくりや、河川を活かした水辺環境の創造などを進めます。また、防災対策の充実をはじめとし、日頃の防犯活動や交通安全活動などを住民と協働して推進し、環境に配慮した快適な生活の実現を支援します。

基本方向4 元気に仕事ができるまちづくり

働く場が多く、住民が元気に仕事ができるまちを目指します。

そのため、農林業、観光、商工業の振興支援や、住民等が取り組む起業活動を支援します。

基本方向5 学びを未来に活かすまちづくり

町の歴史や文化を住民が学び、活用するまちを目指します。

そのため、住民が町の文化を自ら創り上げるという気風が育まれるよう、あらゆる

る世代の生涯学習活動を支援します。また、一人ひとりに応じた教育の充実を図るため、家庭、地域、幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連携と、本町ならではの特色ある教育を推進します。

(2) 私たちを取り巻く状況と緑

本町では、少子高齢化の進展に伴い、人口が平成7年度をピークに横ばい傾向に転じ、今後は減少が予想されます。また、近年の経済動向などの影響も受け、これまでの成長型のまちづくりから成熟型のまちづくりへの転換期を迎えています。

このような社会動向の変化から、住民のまちづくりへの関心にも変化が生じています。かつての経済活動を優先する考え方から、自然環境への配慮を求める考え方への変化です。また、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災の経験、近年各種メディアにおいても取り上げられる首都直下型地震の切迫性などから、防災面におけるまちづくりへの関心も高まっています。

まちづくりへの関心の変化に伴い、身近な緑への住民の意識も大きく変化しています。温室効果ガスの吸収をはじめとする環境改善の効果を持つ緑地、災害時に避難場所や延焼遮断帯となる緑地など、従来のレクリエーション施設としてだけでなく緑地の機能が注目されています。

このように様々な変化が生じている現状を鑑みますと、私たちの生活と密接に関わっている自然環境の保全、安心・安全な生活環境の実現について、その推進には住民の意見や意向を反映しなければなりません。つまり、緑は従来の「飾り物」という考え方から脱却し、緑は「社会資本」であり、住民の「共有財産」であるという考え方のもとに、地域に関わる様々な主体が共通認識を持つことが求められているといえます。

(3) 計画策定の基本方向

計画の策定に当たっては、このような背景を考慮するとともに、本町の各地域における自然環境や地域の歴史文化の違いによる特色を活かすことが求められます。また、住民が日常生活において感じている緑地や公園に関する課題についても重視する必要があります。

さらに、毛呂山町のまちづくりの基本方向の一つである「自然と共生した安全で快適なまちづくり」を実現するため、本計画において緑の将来像を設定し、それに基づく基本方針と関連させながら、その実現に向けた具体的な取り組みを設定します。

2. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画の概要

緑の基本計画は、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、毛呂山町が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画であり、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものです。

(2) 計画の特徴

緑の基本計画の特徴は以下のとおりです。

●緑に関する広範な内容を持つ計画

この計画で対象とする緑は、樹木・草・水面など植物で覆われた土地や自然の状態を指します。また、広義には土・水・植物やそこに生息する生き物や文化などを含めてとらえます。

この計画は、これらの緑に関する総合的な計画として、緑の保全・創出のみならず、緑を守り育む意識啓発などを含めた内容となっています。

【参考】主な緑の種類

- ・屋敷林・雑木林・寺社林・山林などにおける樹林地
- ・水田・畑などの農地
- ・河川・水路・調整池・調節池などの水面や水辺
- ・公園緑地・広場
- ・グラウンド
- ・街路樹・緑道
- ・公共公益施設・住宅などの庭や植栽地

●町民・市民団体・事業者・行政の連携と協働によって推進する計画

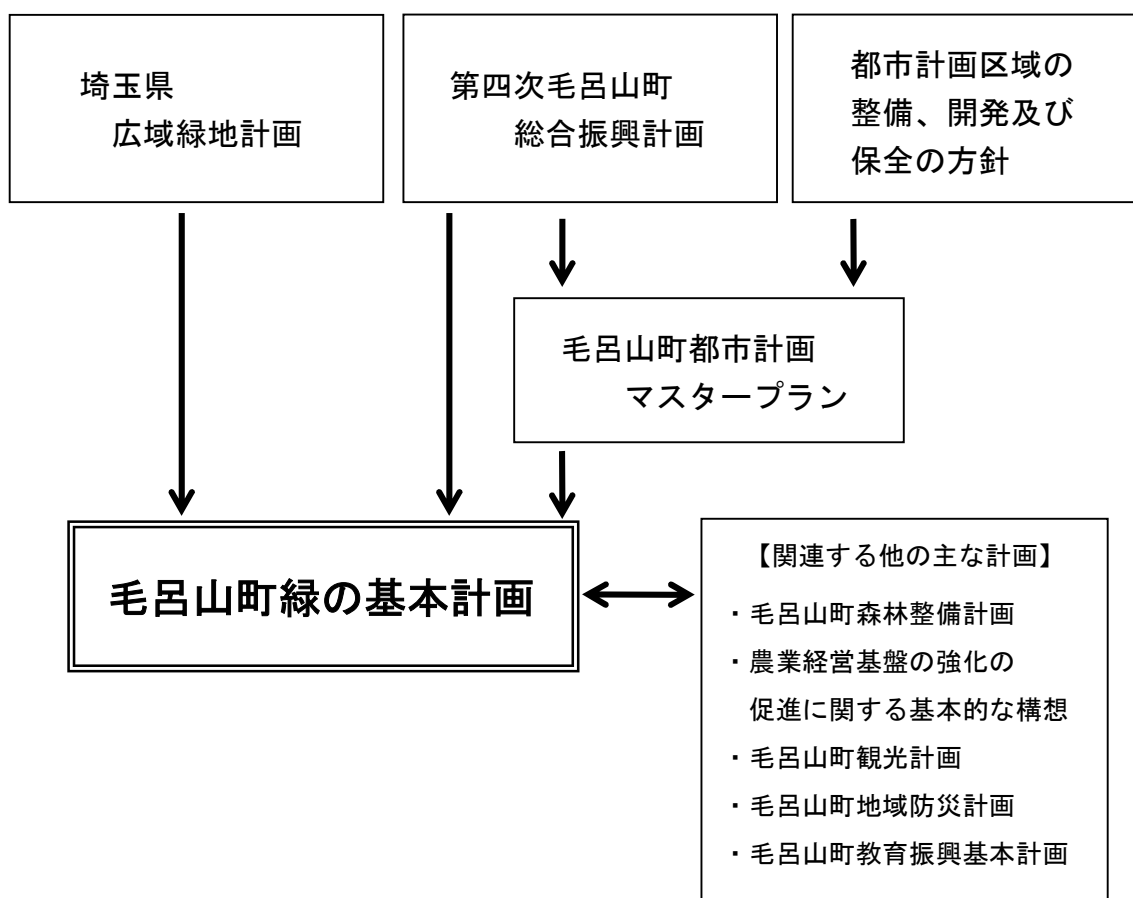
緑のまちづくりにおいて、行政が担うことができる部分は限られています。そこで、町民とボランティアやNPOなどの市民団体、事業者がともに力を合わせて緑のまちづくりを担う主体となり、取り組むことが求められます。

この計画は、町民・市民団体・事業者、そして行政がそれぞれの立場での役割を果たし、お互いの連携と協働によって推進することが求められています。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、埼玉県広域緑地計画と、第四次毛呂山町総合振興計画、毛呂山町都市計画マスタープランのもとに位置づけられ、毛呂山町森林整備計画などと密接な関係を持っています。

■計画の位置づけ



(4) 計画の目標年次

この計画は、平成37年（2025年）度までに達成していくことを基本とし、中間目標年次を平成32年（2020年）とします。また、今後の社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の内容

計画の内容としては、本町の緑の現況を把握したうえで、緑のまちづくりの目標を設定し、それを実現するための基本方針や推進施策などを定めます。

3. 緑の役割

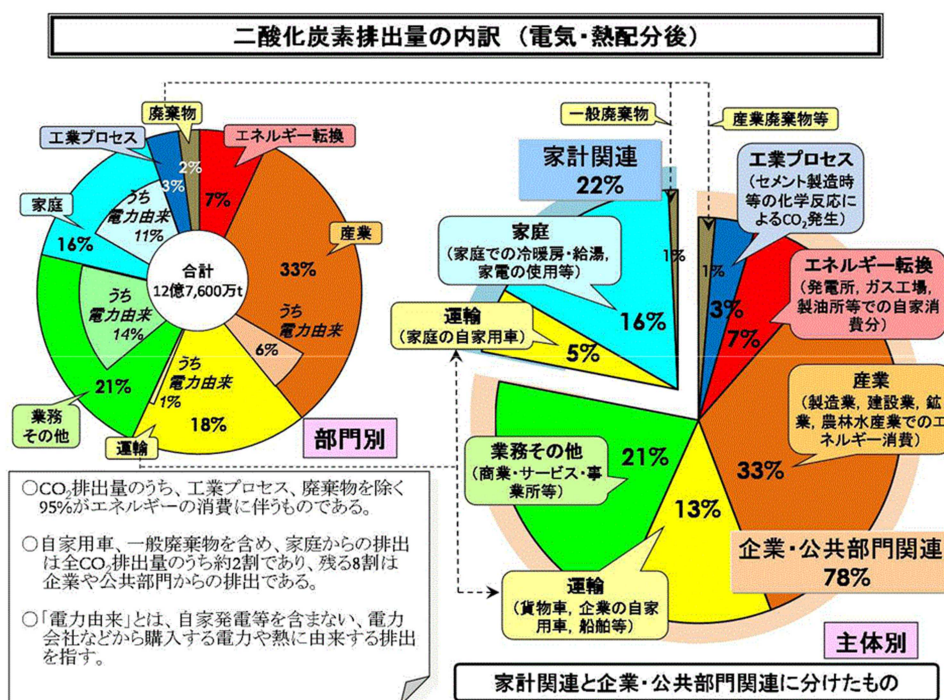
あらゆる現象、宇宙に存在する一切のものを表現する「森羅万象」という言葉がありますが、この中の「森羅」は樹木が限りなく茂り並ぶ様子を、「万象」は万物やあらゆる現象を表しています。古人は万物やあらゆる現象が存在する世界を森羅、つまり緑にたとえたのです。これは、「我々人間はもちろん、全ての生き物が緑に支えられて生きている」ということを表現しているのではないのでしょうか。

このたとえのように、緑は我々の存在自体を支えています。この計画ではその具体的な役割を次のように整理します。

(1) まちの環境を守る緑

環境問題の多くが都市活動に関わっていると考えられます。特に、地球温暖化の要因の中心とされている二酸化炭素排出量については、その半数以上が運輸・業務・家庭といった都市活動からのものです。緑には、この二酸化炭素を吸収し、光合成により酸素を供給する働きがあります。緑を都市活動の拠点である中心市街地などに配置することで、都市活動から排出される二酸化炭素を吸収することが可能です。まちレベルでの取組みは小さなものですが、小さな環境改善を積み重ねることで、広域の環境はもちろん、地球規模の環境改善につながることを認識し、緑を捉えていくことが重要です。

【参考】二酸化炭素排出量の内訳（2012年度 出典：環境省資料より）



緑には、二酸化炭素を吸収するという働きだけでなく、蒸散作用によって空気中の熱を下げる働きもあります。中心市街地に緑を効果的に配置することで、夏季でも過ごしやすくし、エアコンなどの使用頻度を抑えることができます。まちの環境を良くすることは、エネルギー使用量の抑制にもつながります。

このように、本町の緑を効果的に保全・整備することが、本町のみならず地球規模の環境改善、東日本大震災以降これまで以上に懸念されているエネルギー問題の改善にもつながります。本計画を策定・実施していく際には、このことをしっかりと意識しながら進めていくことが重要です。

(2) 心に安らぎを与え、暮らしを豊かにする緑

森林の中を歩くと気持ちがすっきりする、気持ちが落ち着く、ストレスが緩和されるといったことは、誰しも経験があることです。精神的な安らぎが、私たちの実生活にどれだけ恩恵をもたらすかについては、計り知れないものがあります。

また、緑はスポーツなどのレクリエーションや学習活動の場としても利用されています。そのような経験を通じたコミュニケーションの場としても重要な役割を持っています。

このように、緑は私たちに精神的な安らぎを与え、健康を維持・増進することで、暮らし全体をより豊かなものにする役割を持っています。

(3) 安全なまちを支える緑

阪神・淡路大震災以降、安全なまちづくりにおける緑の重要性が再認識されています。阪神・淡路大震災では、地震に伴って発生した火災に対して、樹木は延焼防止の役割を果たし、公園や街路の樹木は焼け止まりに大きく役立ちました。さらに、公園などのオープンスペースは、災害時の避難場所や救援活動の拠点として利用されました。

また、緑には水質を浄化する役割とともに、地下水をかん養する働きを担っています。地上に降る雨は、大変長い時間をかけて浄化され地下水として蓄えられ、最終的に川などに放流されます。この過程において緑は重要なポジションを占めています。緑が減少することで、長期間地中に蓄えられるべき地下水が短時間で川に放流されます。近年の豪雨に伴う土砂災害や洪水では、この緑の減少による地下水の問題が大きいと言われていています。本町の西部地域に広がる樹林地は、地下水をかん養する働きを担っていることが「毛呂山町森林整備計画」にも記載されています。こういった機能を持つ樹林地を保全することは、本町のみならず広域の防災にもつながります。

このように、私たちを取り巻く緑は、様々な災害から私たちの安全な暮らしを支える大変重要なものであるといえます。



(写真) 本町の防災公園である「前久保中央公園」。周囲を延焼遮断帯となる樹木で囲み、貯水槽などの施設も充実しています。

【参考】 阪神・淡路大震災時において確認された樹木や樹林の防災効果

- ・ 火災被害の軽減効果
- ・ 建物等倒壊被害の軽減
- ・ 周辺建物からの落下物被害の軽減
- ・ 避難生活の支援効果
- ・ 心理的効果

(4) 環境に配慮した景観をつくる緑

わが国で初めての景観に関する総合的な法律となる「景観法」が制定され、同法に基づくまちなみの美しさを高めるための取り組みがはじまっています。

景観とは、視覚的な環境といえるもので、景色を人が認識することで成り立ちます。自然の景観や歴史文化を伝える景観からそのまちらしさが認められるように、景観はそのまちの個性や特徴を示すものです。景観法においても、良好な景観は地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などとの調和によって形成されることや、地域固有の特性と密接に関連することがうたわれています。

景観の形成における緑は、人工的なイメージを和らげ、美しさや潤い、さらには季節感を感じさせます。また、緑はまちなみを美しく飾るという役割だけでなく、地域の歴史や文化を感じさせるシンボルとしても機能します。こういった点を十分に理解したうえでの計画の策定・実施が重要となります。



(写真) 県内初指定の景観重要樹木である、JR川越線西大宮駅前広場のシンボルツリーです。
地域の顔となる緑について、積極的な指定を行うことで、市街地での緑の保全・創出が可能です。



第2章 毛呂山町における緑の現況と課題



1. 毛呂山町における緑の現況

(1) 毛呂山町の概況

① 位置及び地形

本町は埼玉県の南西部、首都圏50km圏内に位置し、坂戸市、日高市、飯能市、越生町、鳩山町に隣接しています。面積は34.03km²で、西部地域は県立黒山自然公園が含まれる外秩父山地であり、中央地域及び東部地域は概ね平坦な地形となっています。

② 気候

本町は温帯性の気候条件下にあります。夏季は高温多湿、冬季は乾燥寒冷で、年間の寒暖の差が比較的大きい地域にあります。

過去10年間における気象条件の推移をみると、平均年間気温は14.9℃、平均年間降水量は1,468mmとなっています。

③ 植生

本町の植生は、西部、東部から北東部、東南部といった区域で大きく分かれます。

本町の西部では、スギ・ヒノキ・サワラなどを中心とする常緑針葉樹の植林地が広がっています。東部から北東部にかけての丘陵地には、住宅地及び水田・畑地などの耕作地が広がっています。東南部には、アカマツからなる常緑針葉樹の植林地が広がっています。

また、本町には希少な植物群落が複数存在していますが、どれも減少傾向にあるのが実状です。特に下川原地内の河川敷の植物群落と、阿諏訪地内の暖地性シダ植物群落は消滅の危機にさらされています。

④ 人口

人口の推移は、昭和40年以降増加傾向を示していましたが、平成7年をピークに横ばいに転じ、平成22年では39,054人（平成22年度国勢調査）となっています。これに対して、世帯数は増加傾向にあります。

町全体の高齢化率は24.8%（平成24年3月31日現在）となっています。地区別にみると、中心市街地の団地において高齢化が進行しています。

■人口・世帯数・世帯人員の推移

単位：人、世帯、人／世帯

調査年	総人口	男	女	世帯数	世帯人員
平成2年	38,746	19,283	19,463	12,471	3.11
平成7年	39,808	19,627	20,181	13,380	2.98
平成12年	39,711	19,760	19,951	14,194	2.80
平成17年	39,122	19,469	19,653	14,783	2.65
平成22年	39,054	19,568	19,486	15,644	2.50

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

⑤ 土地利用

土地利用の状況としては、山林を中心とする西部地域、市街地を主体とする中央地域、農用地を主体とする東部地域の3地域に区分することができます。

西部地域には、山間部が県立黒山自然公園に指定されているほか、毛呂山総合公園や鎌北湖、ゆずの里オートキャンプ場、ゴルフ場などの観光・レクリエーション施設が点在しています。

中央地域には、JR八高線の毛呂駅、東武越生線の東毛呂駅及び武州長瀬駅の3駅を中心とした平坦部の既成市街地からなる大規模小売店などの商業地や住宅地が形成されているほか、畑などの農地が点在しています。

東部地域には、平成8年から分譲が開始された目白台地区があり、地区計画などを活用したまちづくりが進められています。

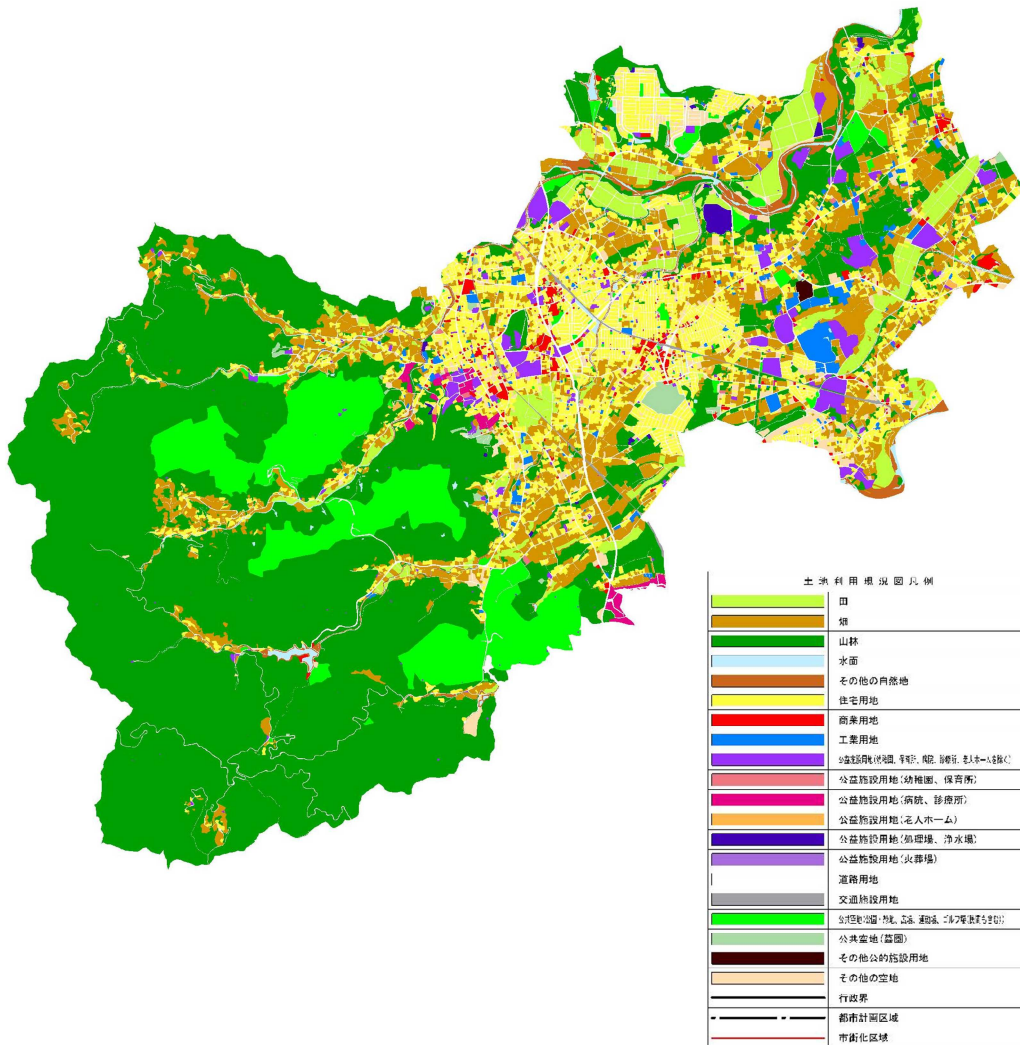
■地目別土地面積

単位：上段k㎡、下段%

年次	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成5年	34.03	1.804	4.671	4.123	0.033	13.965	0.328	4.295	4.810
	100.0%	5.3%	13.7%	12.1%	0.1%	41.0%	1.0%	12.6%	14.1%
平成10年	34.03	1.741	4.903	4.447	0.031	13.701	0.291	4.456	4.460
	100.0%	5.1%	14.4%	13.1%	0.1%	40.3%	0.9%	13.1%	13.1%
平成15年	34.03	1.592	4.772	4.584	0.031	13.682	0.295	4.369	4.705
	100.0%	4.7%	14.0%	13.5%	0.1%	40.2%	0.9%	12.8%	13.8%
平成20年	34.03	1.562	4.627	4.758	0.036	13.698	0.271	4.254	4.825
	100.0%	4.6%	13.6%	14.0%	0.1%	40.3%	0.8%	12.5%	14.2%
平成25年	34.03	1.549	4.512	4.828	0.036	13.837	0.271	4.089	4.908
	100.0%	4.6%	13.3%	14.2%	0.1%	40.7%	0.8%	12.0%	14.4%

資料：税務課(各年1月1日現在)

■土地利用現況図（平成23年度都市計画基礎調査より）



(2) 緑地の現況

① 町全体と市街化区域の緑地の現況

本町の緑地率は約75%で、町民1人当たりの面積は約657㎡となっています。緑地率の内訳は、山林・原野等が最も多く、緑地全体の約64%を占めています。また、市街化区域における緑地率は約19%です。

■緑地の現況量

単位：ha

区 分		市街化区域	町全体
施設緑地	都市公園	3.88	17.14
	その他の施設緑地	12.63	287.84
その他の 緑地	水面(河川、湖沼、水路)	4.36	35.81
	山林、原野等	23.60	1641.34
	農地、牧草地等	22.74	588.55
緑地の現況量		67.22	2566.45
市街化区域面積に対する割合：18.50%(67.22ha/363.4ha)			
町全体面積に対する割合：75.42%(2,566.45ha/3,403ha)			
町民1人当たりの面積：657.15㎡(25,664,500㎡/39,054人 ※H22 国勢調査人口)			

平成23年度都市計画基礎調査より

② 都市公園の現況

本町の都市公園は、合計10か所、約17.14haが整備されており、町民1人当たりの面積は約4.75㎡となっています。埼玉県 averages が県民1人当たり約6.63㎡(平成23年度末)ですから、本町の都市公園面積は大きく下回っています。

都市公園の内訳をみると、住区基幹公園と都市基幹公園が整備されています。住区基幹公園としては、街区公園7か所、近隣公園が2か所となっています。都市基幹公園としては、大谷木地内の総合公園が1か所となっています。

■都市公園の現況量

種 類	市街化区域 整備量		町全体整備量		町民1人 当たり面積 (㎡/人)
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
街区公園	6	0.86	7	0.92	0.25
近隣公園	2	3.02	2	3.02	0.84
住区基幹公園計	8	3.88	9	3.94	1.09
総合公園	0	0.00	1	13.20	3.66
都市基幹公園計	0	0.00	1	13.20	3.66
都市公園計	8	3.88	10	17.14	4.75

※町民1人当たり面積は、平成24年4月1日人口を36,084人として算出

■都市公園の一覧

種類	名称	面積(ha)	供用開始日
街区公園	伴六遺跡公園(中央2丁目地内)	0.23	昭和59年12月12日
	健康広場(岩井西2丁目地内)	0.17	
	中央公園(中央1丁目地内)	0.15	
	鶴舞公園(中央1丁目地内)	0.08	
	せせらぎ公園(中央2丁目地内)	0.07	
	武州長瀬駅南口公園(南台5丁目地内)	0.16	平成7年5月2日
	川角コミュニティ広場(川角地内)	0.06	平成26年2月1日
近隣公園	めじろ公園(目白台4丁目地内)	1.73	平成10年8月1日
	前久保中央公園(前久保南4丁目地内)	1.29	平成12年4月29日
総合公園	毛呂山町総合公園(大谷木・葛貫地内)	13.2	昭和58年7月10日

③ その他の公園・レクリエーション施設

都市公園に準じるオープンスペースとして、地域の遊び場となる子ども広場なども民間事業者などにより整備されています。また、大類グラウンドなども都市公園ではありませんが、公園としての機能を持っており、町民のレクリエーションの場として親しまれています。

レクリエーション施設としては、上記の公園やグラウンドなどのほかに、本町西部には民営のゴルフ場が3ヶ所立地しています。



(写真) 本町東部地域に立地する「大類グラウンド」。ナイター設備が完備され、様々な主体のニーズに対応できる、本格的なグラウンドです。

④ 河川・水路などの水辺環境

町内には、越辺川・高麗川などの河川や、入間第一用水をはじめとした農業用水路などの水路が流れています。また、宅地開発などに伴う調整池も存在します。

このような水辺を活かした親水公園はまだまだ少ないのが現状です。今後は、水辺空間を活かした憩いの場としての整備・維持管理が、埼玉県による「川の

まるごと再生プロジェクト」により進展する予定です。



(写真) 本町東部地域に立地する「西戸親水公園」。適正な維持管理により、利用者増が見込まれます。水辺環境の整備において、維持管理の計画が大変重要です。

⑤ 道路の緑

道路の緑は、街路樹がその代表です。街路樹は、景観面での効果だけでなく、大気汚染の防止、自動車などの騒音の防止、さらには防災面でも重要な機能を持ちます。

本町では、目白台や飯能寄居バイパスなどの都市計画道路に街路樹が設置されていますが、まだまだ少ないのが実情です。今後は、武州長瀬駅北口の整備などを中心に街路樹の植栽が期待されます。



(写真) 目白台における街路樹の様子。目白台の緑豊かな住環境において、重要な役割を担っています。

⑥ 公共公益施設

主な公共公益施設は、毛呂山町役場や中央公民館をはじめとして、14施設存在します。

このような公共公益施設は、町民にとり身近な施設です。積極的に緑を増やすことで地域における緑のシンボリック的存在になりえます。



(写真) 本町東部地域に立地する「保健センター」。このような公共公益施設への緑化を推進し、地域における緑化のシンボルとしていきます。

⑦ 住宅地

市街地内の戸建住宅地には、生垣をはじめとして、豊かな緑を持つ庭も見られます。このような住宅地が市街地内の緑を支えています。中には、風格を感じさせる庭園や英国風にしつらえたものまであり、地域の緑の資源となっています。

目白台地区のような新しく整備された住宅地においても、緑やオープンスペースを確保しているものもあり、緑豊かなまちなみの形成に寄与しています。



(写真) 目白台の住宅街。地区計画および緑地協定により、個人住宅においても緑が確保されています。

⑧ 商業地

商業地は、主に鉄道沿線の市街地に存在しています。商業地には積極的に緑を確保した施設があまり見られません。特に駅周辺の中心市街地でこの傾向が強く、緑がまったくない施設もあります。



(写真) 前久保南地内の商店街中央のロータリー付近。商業施設や商店街において、規模の大小を問わず積極的な緑化を推進します。

⑨ 工業地

工業地は、地域の環境づくりに貢献するために、積極的な緑の創出が求められる施設です。

本町には、大規模な工業などの立地が少ないのが現状ですが、今後行われる一定規模以上の工業施設・流通業務施設などの開発については、工場立地法や都市計画法などにに基づき緑化指導を行っていきます。



(写真) 東部地域の企業誘致予定地。企業が立地する際には、各種法令による基準等で地域における緑のシンボルとなるような施設へ誘導します。

2. 緑に関する町民意識

(1) 第四次毛呂山町総合振興計画策定における町民意識調査（抜粋）

① アンケート調査の概要

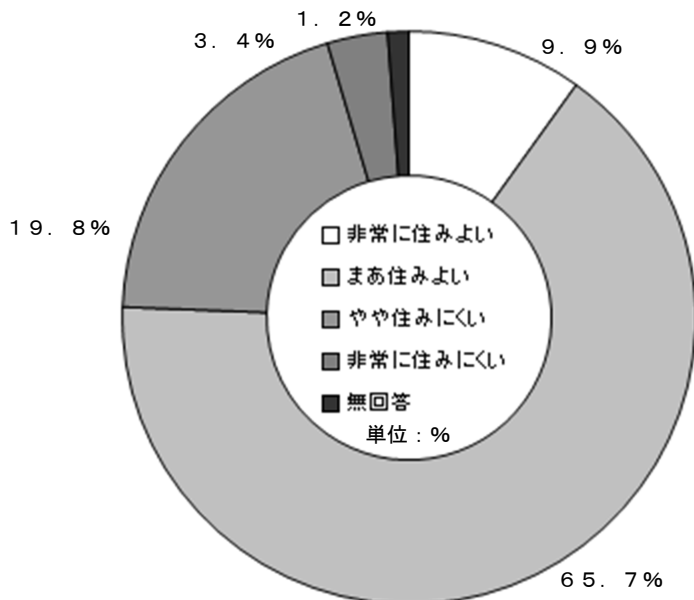
町民意識やニーズを把握するため、以下に示すとおりアンケート調査を実施し、集計・解析を行いました。

調査対象	町内に居住する満20歳以上の住民
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成21年10月～11月
有効回収票数	1,147票
有効回収率	57.4%

② 調査結果【住みやすさ・居住意向について】

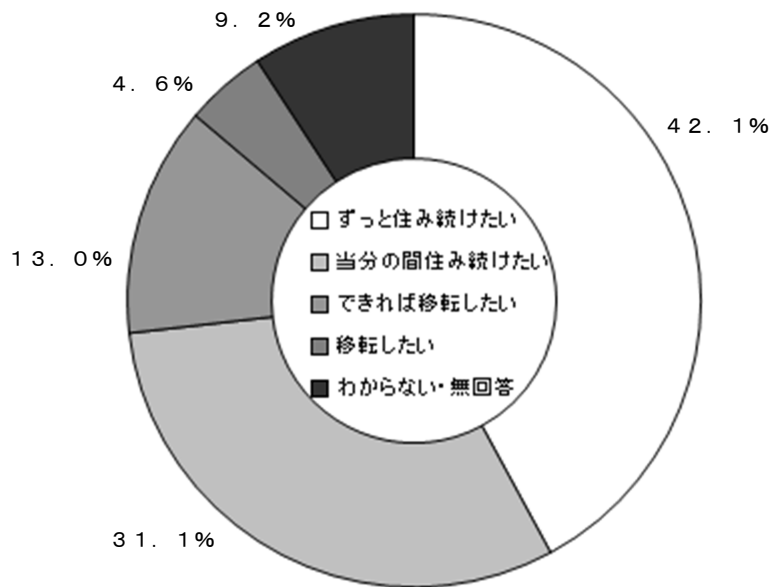
1) 地域の住みやすさ

住みやすさについては、「非常に住みよい」と「まあ住みよい」の合計で約76%となっているため、「おおむね住みやすい」という町民意識が読み取れます。



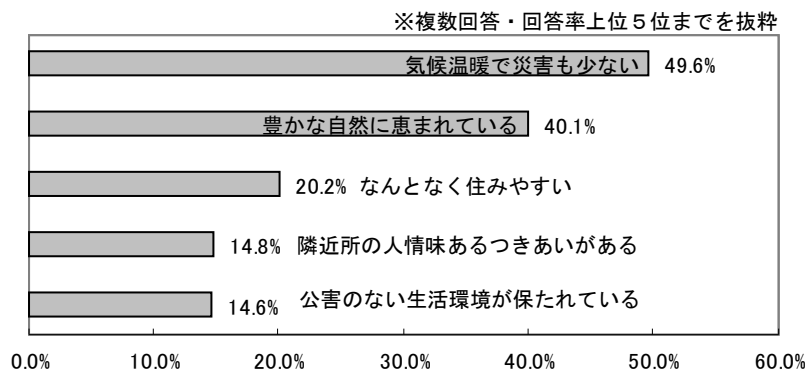
2) 今後の居住意向

居住意向は「ずっと住み続けたい」が約42%と最も多いものの、当分の間住み続けたい「できれば移転したい」「移転したい」の合計が約49%となっているため、永住意向については半数以下という結果になっています。



3) 住み続けたい理由

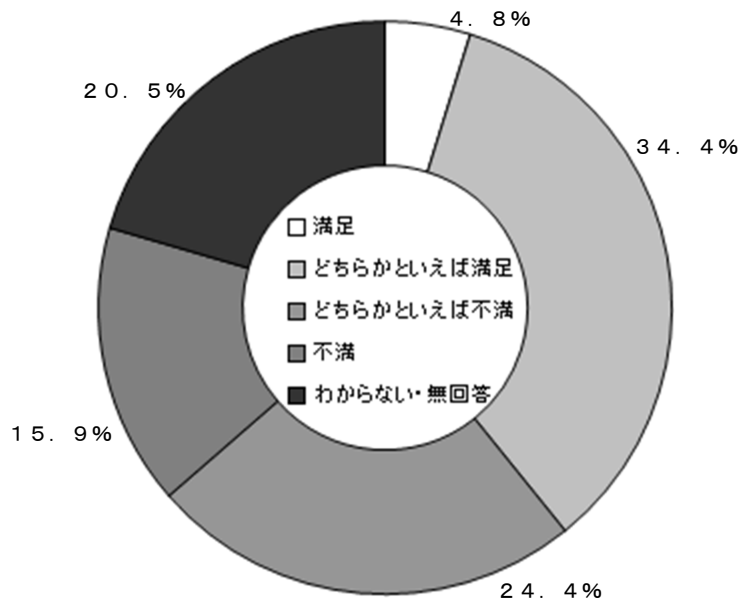
今後の居留意向で「ずっと住み続けたい」「当分の間住み続けたい」と回答した方にその理由を伺ったところ、「気候温暖で災害も少ない」「豊かな自然に恵まれている」という自然環境に関する回答がそれぞれ40%を超えています。恵まれた自然環境が毛呂山町の財産であるということを再認識させられる結果となっています。



③ 調査結果【緑地の整備、緑化の推進について】

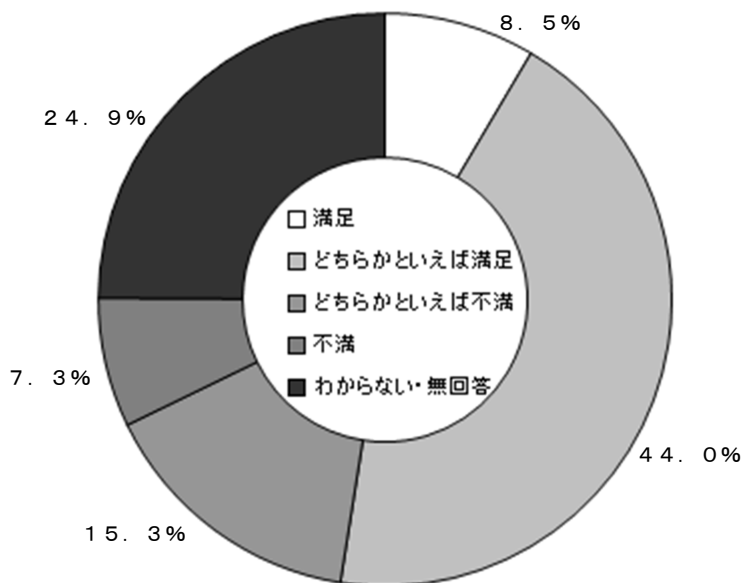
1) 公園・緑地の整備および管理

「どちらかといえば満足」が約34%と最も多いものの、「どちらかといえば不満」「不満」の合計が約40%を占めています。この結果から、町内の公園や緑地の整備や管理へのニーズが比較的高いことがわかります。



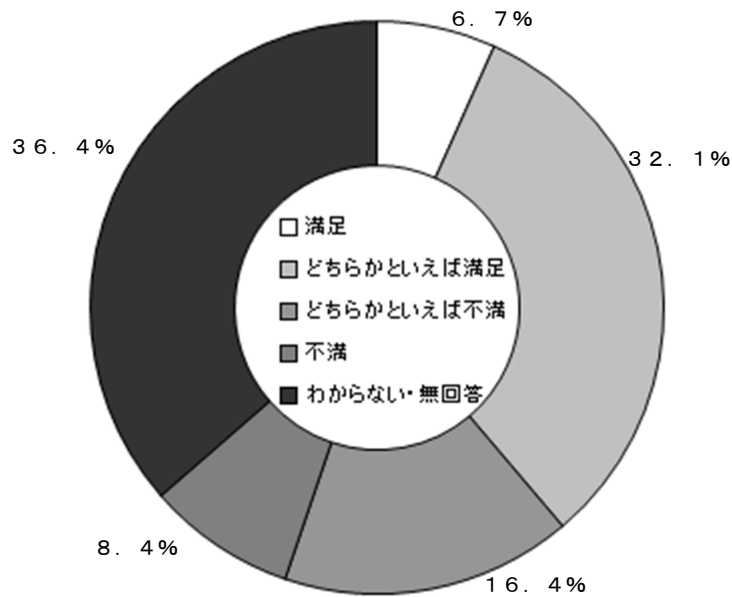
2) 自然環境の保全・緑化の推進

「どちらかといえば満足」が44%と最も多く、「満足」を加えると半数を超えます。「どちらかといえば不満」「不満」の合計が約23%であることから、日常生活の中で接する緑の量が比較的多いということがわかります。



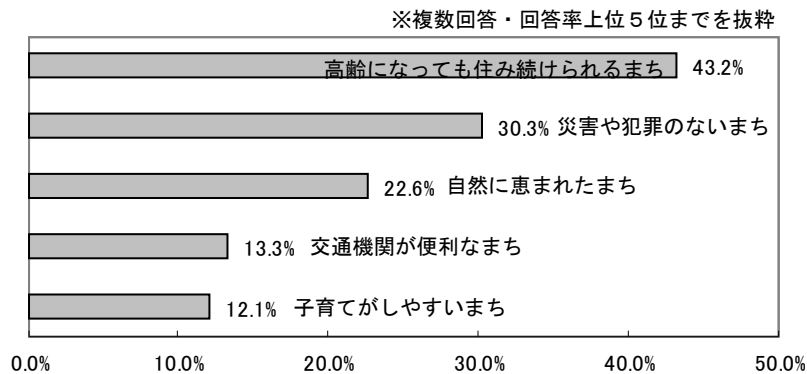
3) 町内スポーツ施設の整備

「どちらかといえば満足」が約32%と最も多いものの、「どちらかといえば不満」「不満」の合計も約25%と決して少なくありません。総合公園や大類グラウンドなどの大規模な施設への満足度が高い反面、住居地域周辺における身近な施設への量的な不満が存在するものと推測されます。



④ 調査結果【目指すべきまちの将来像】

本計画に関係する回答としては「自然に恵まれたまち」がありますが、全体で約23%（第3位）となっています。現状の緑地などを維持し発展させることを望むという住民意向が現れています。また、「高齢になっても住み続けられるまち」が約43%（第1位）であるため、緑地や公園などの整備については、バリアフリーという観点での計画も求められているものと推測されます。



(2) 毛呂山町都市計画マスタープランの見直しにおける町民意識調査（抜粋）

① アンケート調査の概要

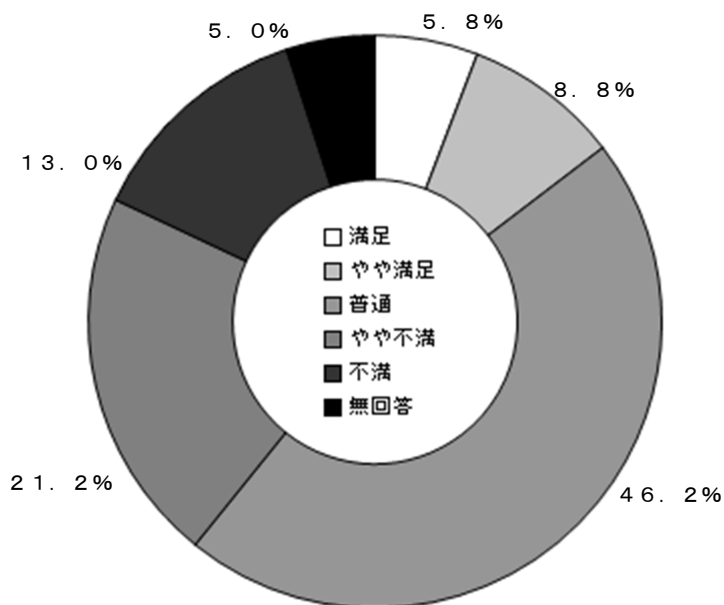
まちづくりの課題や方向性について、多くの住民の意見を反映させるため、以下に示すとおりアンケート調査を実施し、集計・解析を行いました。

調査対象	町内在住の15歳以上の男女	
標本数	1,527人	
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	
調査方法	郵送配布・回収	
調査期間	平成22年6月28日～7月11日	
有効回収票数	532票	
有効回収率	34.8%	
調査地域の区分	西部地域	滝ノ入、阿諏訪、大谷木、葛貫、権現堂、宿谷
	中央地域	毛呂本郷、小田谷、長瀬、前久保、前久保南、岩井、岩井東、岩井西、若山、中央、南台、平山
	東部地域	川角、苔林、大類、西大久保、市場、下川原、西戸、箕和田、旭台、目白台

② 調査結果【現状の満足度】

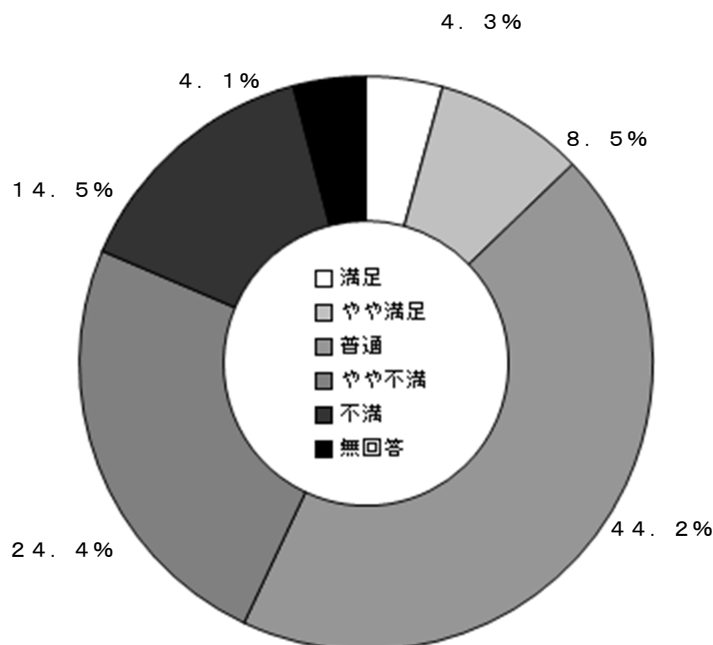
1) 休日に利用する大規模な公園・緑地の整備

「普通」が約46%と最も多いものの、「やや不満」「不満」の合計が約34%であることから、現状の整備状況への不満が少なからず存在していることがわかります。



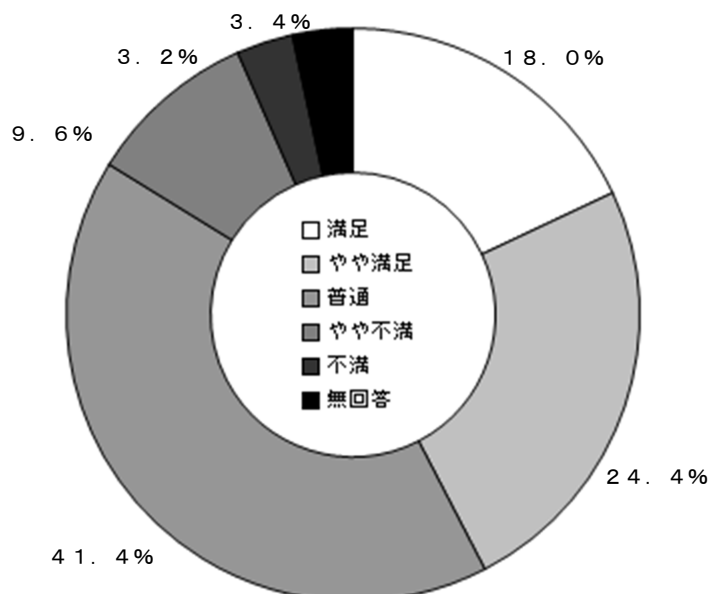
2) 誰もが気軽に利用できる公園・広場などの整備

「普通」が約44%と最も多いものの、「やや不満」「不満」の合計が約39%であることから、現状の整備状況への不満が少なからず存在していることがわかります。目白台地区などのような比較的新しい開発による地区では、都市計画法に基づく公園などの整備がなされています。しかし、比較的古い開発による地区については、公園やオープンスペースが存在していない状況です。



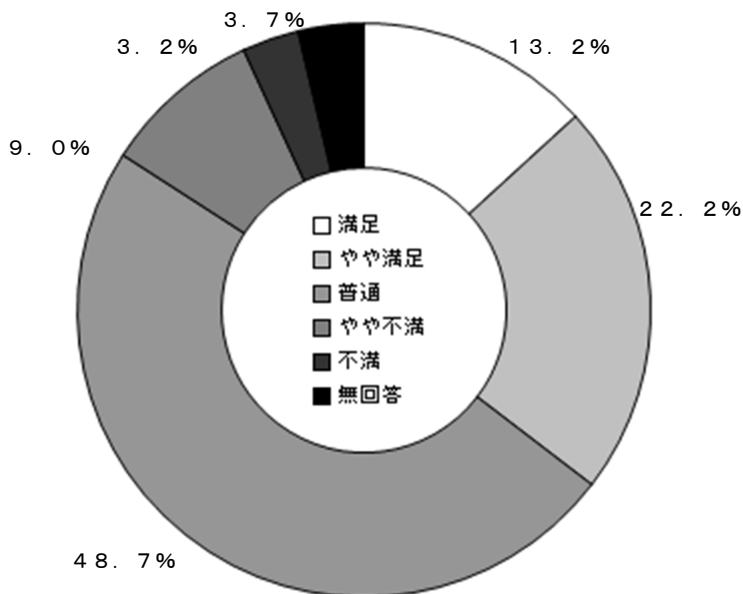
3) 身近な緑の豊かさ

「普通」が約41%と最も多く、「満足」「やや満足」の合計が約42%であることから、身近な緑の豊かさについてはおおむね満足しているという住民意識が読み取れます。今後は、この豊かな緑を守り育てる施策が求められるものと推測されます。



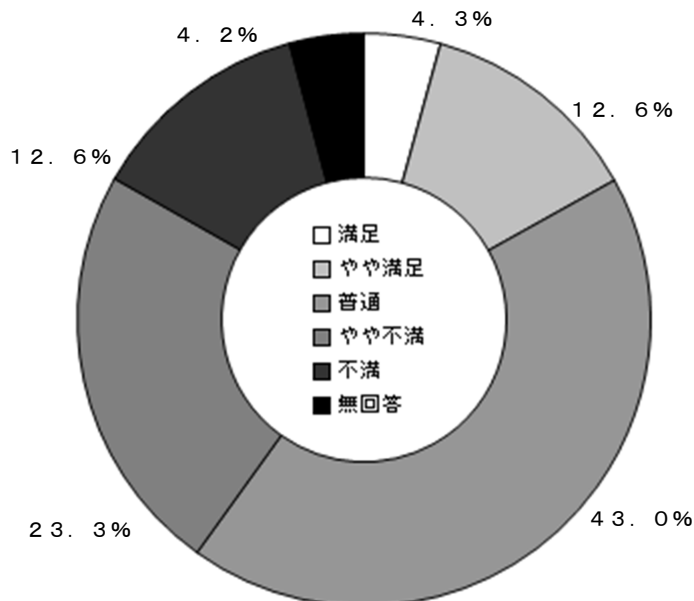
4) 田園風景の美しさ

「普通」が約49%と最も多く、「満足」「やや満足」の合計が約35%であることから、田園風景の美しさについてはおおむね満足しているという住民意識が読み取れます。本町の東部地区と西部地区とでは、農業の方向性が異なりますので、地域に即した施策が求められます。



5) 川や水路などの水辺の美しさ

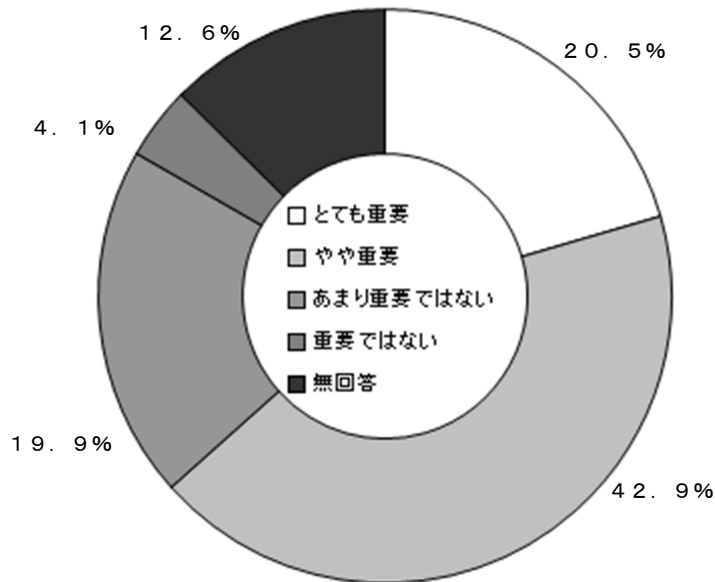
「普通」が43%と最も多いものの、「やや不満」「不満」の合計が約36%であることから、水辺環境への不満が少なからず存在していることがわかります。水辺環境については、本町の東部地区と西部地区とでは地勢が大きく異なるため、地域に即した施策が求められます。



③ 調査結果【今後の重要度】

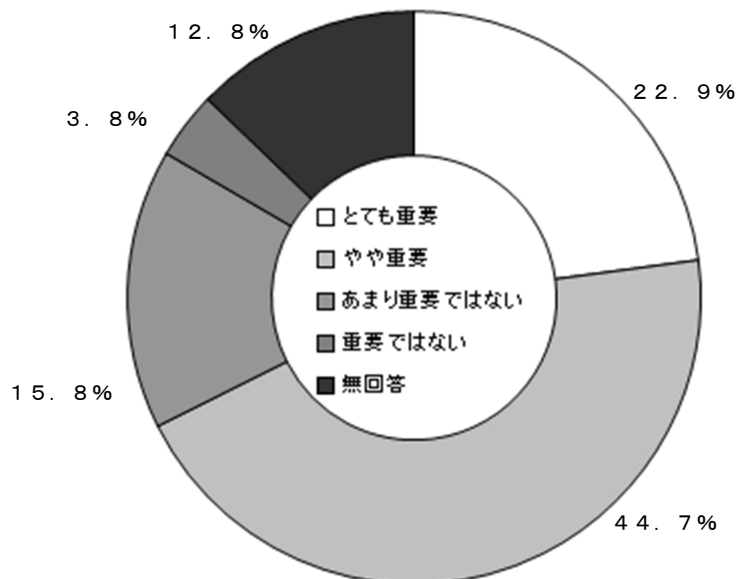
1) 休日に利用する大規模な公園・緑地の整備

「とても重要」「やや重要」の合計が約63%となっており、「あまり重要でない」「重要でない」を大きく上回っています。大規模な公園・緑地の整備に対する町民意識が高いことがわかります。



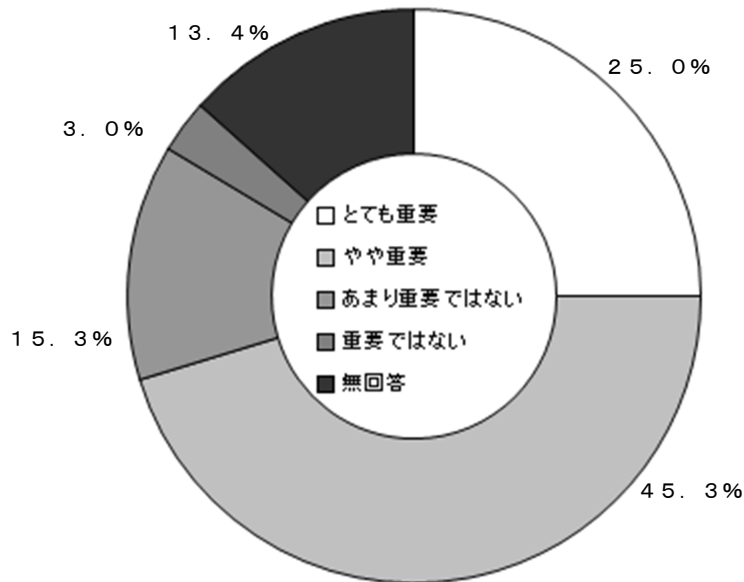
2) 誰もが気軽に利用できる公園・広場などの整備

「とても重要」「やや重要」の合計が約68%となっており、「あまり重要でない」「重要でない」を大きく上回っています。気軽に利用できる公園・広場の整備に対する町民意識が高いことがわかります。特に開発年度の古い住宅団地などを中心とした整備が求められるものと推測されます。



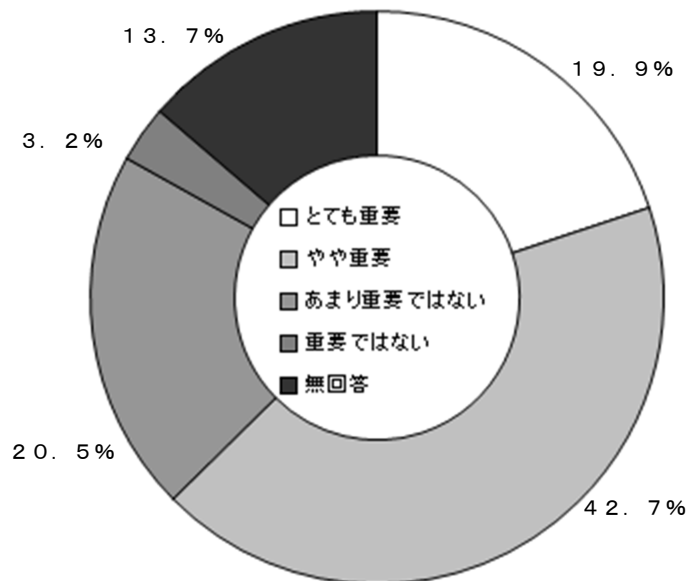
3) 身近な緑の豊かさ

「とても重要」「やや重要」の合計が約70%となっており、「あまり重要でない」「重要でない」を大きく上回っています。身近な緑の豊かさに対する町民意識が高いことがわかります。町民意識の高さを背景とした住民参加型の施策などの可能性も高いものと推測されます。



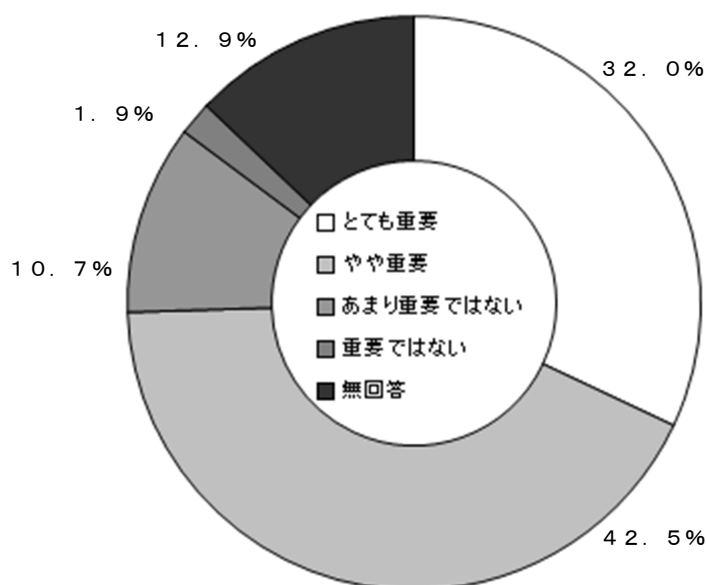
4) 田園風景の美しさ

「とても重要」「やや重要」の合計が約63%となっており、「あまり重要でない」「重要でない」を大きく上回っています。田園風景の美しさに対する町民意識が高いことがわかります。農地などの保全についても積極的な施策が求められているということが推測されます。



5) 川や水路など水辺の美しさ

「とても重要」「やや重要」の合計が約75%となっており、「あまり重要でない」「重要でない」を大きく上回っています。川や水路など水辺の美しさに対する町民意識が高いことがわかります。現状の満足度が低いということもあり、今後の施策における優先度が高い事項といえます。

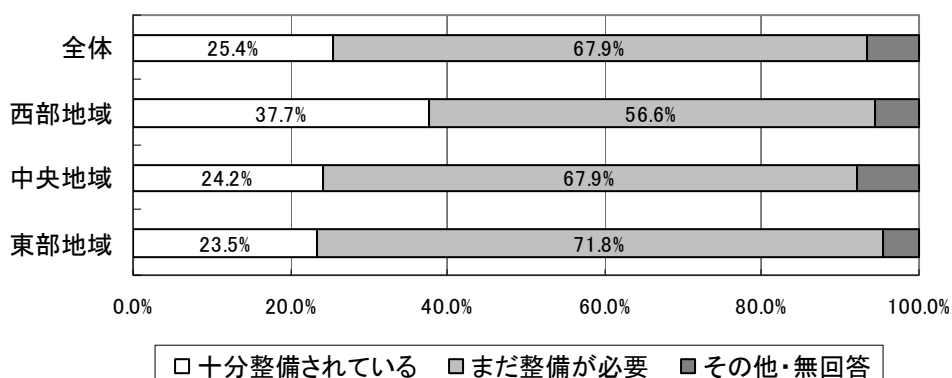


④ 調査結果【現状についての具体的な考え・要望】

1) 公園・緑地

■整備状況についてどのように感じているか

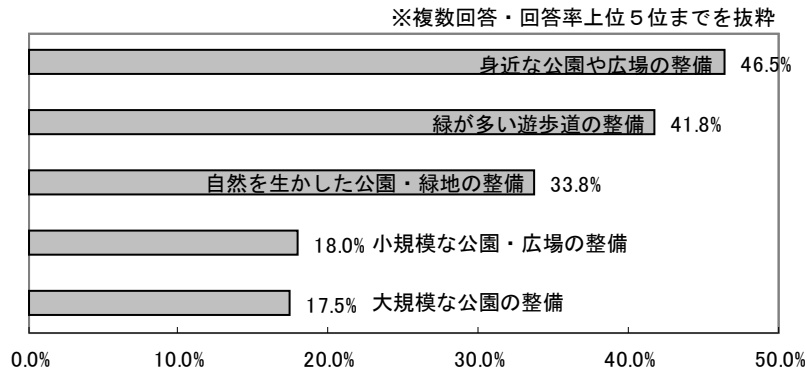
公園・緑地の整備状況については、「まだ整備が必要」が約68%となっています。地域別では、西部地域において「十分整備されている」が約38%となっているものの、公園・緑地の整備状況については不十分であると感じている町民意識が読み取れます。



■「まだ整備が必要」と回答した方の整備についての具体的な要望

望まれる公園などの整備については、「誰もが気軽に楽しめる身近な公園や広場の整備」が約47%と最も多く、次いで「散歩やサイクリングなどが楽し

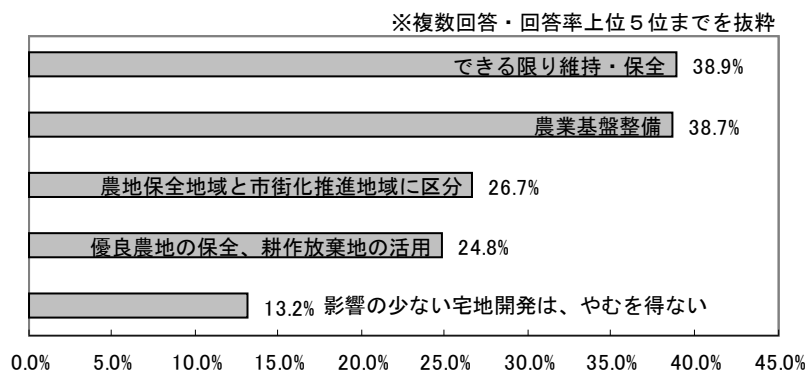
める緑が多い遊歩道の整備」が約42%、「森や水辺など自然を生かした公園・緑地の整備」が約34%となっています。



2) 農地のあり方について

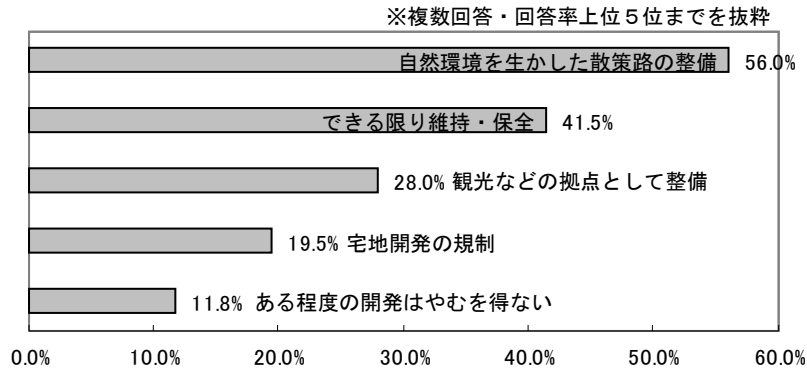
農地のあり方については、「最小限の宅地開発による農地の減少はやむを得ないが、できる限り維持・保全する」「農産物の生産性向上や農業振興を図るために、農業基盤整備を行う」がそれぞれ約39%と最も多く、農地の積極的な保全が求められていることがわかります。また、「耕作放棄地の活用」へのニーズも存在しています。

宅地開発についても「影響の少ない」ことを条件としていることからわかるように、農地が本町における財産であるという意識が強いものと推測されます。



3) 山林などの自然地のあり方について

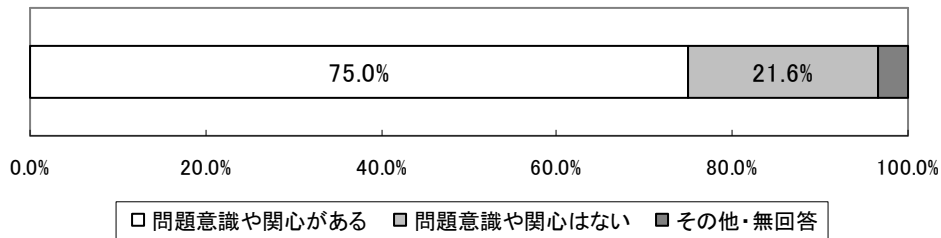
山林などの自然地のあり方については、「自然環境を生かした散策路などを整備して活用する」が56%と最も多く、次いで「必要最小限の宅地開発による減少はやむを得ないが、できる限り維持・保全する」が約42%、「観光、レクリエーションの拠点として積極的に整備を行う」が28%の順となっており、本町を代表する緑豊かな自然環境の維持・保全に関する住民ニーズが高まっているものと推測されます。



4) 自然やまちなみの景観に配慮したまちづくり

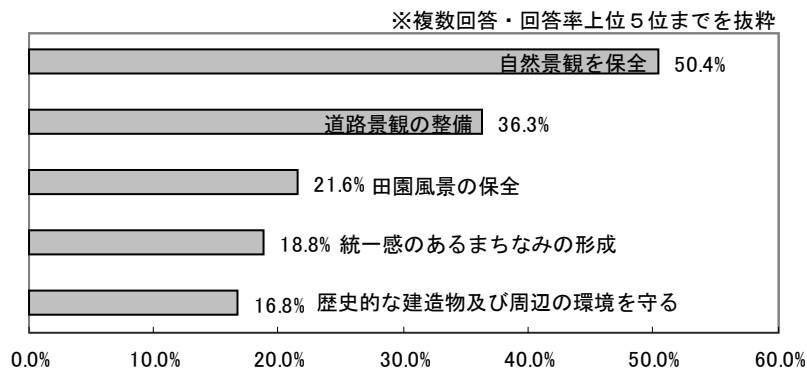
■ 関心度

「自然や景観に配慮したまちづくり」に対する関心度については、「問題意識や関心がある」が75%と大変多くなっています。



■ 「問題意識や関心がある」と回答した方が必要と考える具体的な取組み

景観の保全・形成のための具体的な取組みとしては、「山なみや水辺などの自然景観を守る」が約50%と最も多く、次いで「電柱の地中化や街路樹の植栽などにより、道路の景観を整備する」が約36%、「農地や農村で形成される田園風景を守る」が約22%となっており、本町を代表する緑豊かな自然・農村風景などの景観に対する住民ニーズが高まっているものと推測されます。



3. 毛呂山町における緑の課題

(1) 緑の現況からみた課題

本町の緑地率は、約75%となっています。これは、本町西部に広がる埼玉県立黒山自然公園区域の樹林地や、河川沿いや農地周辺の樹林地が中心です。また、農地も緑地全体に占める割合が大きくなっています。

しかしながら、この広大な緑地も大部分が市街化調整区域にあるため、「身近な緑」に恵まれているとは決して言えない状況です。また、都市公園の住民一人当たり面積についても、埼玉県平均に対し大きく届いておりません。

このような緑の現況からの課題は、次のように整理することができます。

- 毛呂山町の緑の骨格たる樹林地や農地を保全するための対策が必要です。
- 都市公園を中心として、身近な緑となる公園緑地の整備を進めるとともに、公共公益施設・道路・民有地など、あらゆる場所に緑を創出することが必要です。

(2) 緑の役割からみた課題

前章で整理したように、緑は、私たちの生活を支える上で大変多くの役割を担っています。豊かな暮らしを実現するには、緑の機能が効果的に発揮されるよう、緑の量や配置はもちろん、質についても考慮することが重要となります。

ここで、緑の役割を踏まえ、緑の質や配置を含めた課題を4つの視点により整理します。

■課題整理の4つの視点

① まちの環境を改善する緑

- 温室効果ガスの抑制につながる緑を保全・創出する
- まちの住みやすさ・過ごしやすさを向上させる緑を保全・創出する

② 生活に豊かさを与える緑

- 身近な公園を徒歩圏内に整備する
- 暮らしに潤いや安らぎを与える緑を確保する

③ 安心安全なまちづくりにつながる緑

- 災害の防止に役立つ緑を保全・創出する
- 避難体系上重要な緑を保全・整備する

④ 毛呂山町を象徴する、魅力ある景観をつくる緑

- 優れた歴史文化の景観を形成する緑を保全する
- 毛呂山町の代表的な緑を保全する

① まちの環境を改善する緑

地球温暖化は、早急に対策しなければならない世界規模の課題です。本町としても、この世界規模の課題解決における一助となれるよう環境改善につながる緑の保全・整備を進めることが必要です。

また、中心市街地を中心に、まちの住みやすさ・過ごしやすさを向上させることで、環境への負荷が小さいまちづくりにつなげることも可能です。

ここでは、まちの環境を改善するための緑の課題を整理します。

○温室効果ガスの抑制につながる緑を保全・創出する

- ・緑には二酸化炭素の吸収・吸着機能があります。地球温暖化に対するために、あらゆる場所において豊かな緑を積極的に確保することが重要です。
- ・植樹などの緑化活動による温室効果ガスの抑制量を「見える化」することで、多様な主体による緑化活動を促進することが必要です。

○まちの住みやすさ・過ごしやすさを向上させる緑を保全・創出する

- ・夏季のまちの住みやすさ・過ごしやすさを向上させるためには、農地・樹林地・オープンスペースなどの緑地が重要な役割を果たします。市街地に隣接するまとまりのある農地や河川はもちろん、市街地における小規模な緑地についても保全と創出が必要です。
- ・大気の浄化や騒音を防止するため、幹線道路沿線などでは緑を確保することが重要です。

② 生活に豊かさを与える緑

緑には、私たちの心身の疲れを癒すことで、健康の維持・増進や回復につながる効果があります。また、公園などのオープンスペースには、スポーツ・レクリエーションの場としての役割を通して、生活に豊かさを与える効果があります。

このような効果を町民が等しく享受するためには、子どもからお年寄りまでが安心して利用できるよう、バリアフリーの視点に基づいた整備が求められます。また、ライフスタイルの多様化への対応も求められます。

生活に豊かさを与え、さまざまなレクリエーション活動に役立つ緑の課題を整理します。

○身近な公園を徒歩圏内に整備する

- ・開発年度の古い住宅地などを中心に、徒歩圏内に公園が整備されていない状況が散見されます。人口が一定以上集中している区域への公園整備について検討することが必要です。
- ・整備済みの公園などについても、バリアフリーの視点から見直しを行い、全ての世代の方たちにとって物理的距離だけでなく心理的距離にも配慮することが重要です。

○暮らしに潤いや安らぎを与える緑を確保する

- ・サイクリングロードや散策路といった、緑や水辺環境に気軽に触れることができる場を整備することが必要です。鎌北湖や箕和田湖、宿谷の滝、ゆずの里オートキャンプ場などの自然と親しめるレクリエーション活動の場については、周辺の整備や維持・管理により利用を促進する必要があります。また、水辺環境については「川のまるごと再生プロジェクト」による整備・維持管理が重要な役割を担っています。
- ・町民の健康増進に役立つスポーツ・レクリエーションに対応した整備、既存施設の利用促進が必要です。
- ・公園や緑地などを自然観察や農業体験、歴史文化を含めた環境学習の場として積極的に活用していくことが必要です。

③ 安心安全なまちづくりにつながる緑

地震・水害・風害・火災などの災害からまちや町民を守る緑の機能を有効に発揮させるため、本町の緑の骨格となっている河川・水路周辺に緑を確保することや、市街地において公園などのオープンスペースや街路樹の整備を進めることが求められます。

安心安全なまちづくりのための緑の課題を整理します。

○災害の防止に役立つ緑を保全・創出する

- ・地震などによる建物倒壊の危険性と延焼の危険性があるエリアは、主に中心市街地が想定されます。公園、農地、学校や街路樹などの公共公益施設の緑は、身近な遮断帯として重要であり、その保全と整備が求められます。
- ・雨水を地中に浸透または保水させる機能を維持するために、河川周辺の保水機能のある樹林地や農地、山林を保全する必要があります。

○避難体系上重要な緑を保全・整備する

- ・「毛呂山町地域防災計画」では、避難場所や避難所として小中学校・公園など17箇所が指定されており、これらの施設における緑の確保はもちろん、施設に至るまでの安全なルートを確保することが重要です。
- ・避難場所に指定されていない公園なども、焼け止まり効果がある重要な緑です。住宅が密集する市街地を中心に、身近な公園の整備が求められます。
- ・ブロック塀の倒壊は、人を傷つけたり避難路を妨げたりするため、接道する部分を生垣とするなど、緑を確保することが重要です。

④ 毛呂山町を象徴する、魅力ある景観をつくる緑

毛呂山町を象徴する景観を形成している要素には、緑に関わるものが多く存在します。このような緑については、保全することはもちろん、良好に育てていく必要があります。

毛呂山町を象徴する、魅力ある景観をつくるための緑の課題を整理します。

○優れた歴史文化の景観を形成する緑を保全する

- ・本町の歴史文化の景観を形成する緑を代表するものとして、出雲伊波比神社社叢が挙げられます。由来は神話の時代にまでさかのぼり、現在の本殿は室町時代に再建されたもので、県内最古の神社建築として国の重要文化財に指定されています。毎年11月3日に行われる「やぶさめ」は950年以上の歴史を持つ行事です。本町の顔とも言える出雲伊波比神社周辺の緑は、積極的に保全する必要があります。
- ・遺跡や史跡としては、大類古墳群をはじめとする古墳群、苦林野古戦場、中世の幹線道路であった鎌倉街道上道の遺構などが挙げられます。これらは緑の要素としても重要ですから、積極的な保全が求められます。

○毛呂山町の代表的な緑を保全する

- ・本町の西部に広がる樹林地は、埼玉県立黒山自然公園区域に含まれ、周辺住民の生活と密着した里山環境が存在しています。この樹林地は、洪水や土砂の流出・崩壊を防ぐなど町土の保全において様々な役割を果たしていますが、本町の景観においても重要な緑でもあります。今後は、レクリエーション活動の場などとしても利活用しながらも、景観の観点による緑の保全が重要となります。
- ・本町の東部では、越辺川をはじめとする水辺空間と、その周辺の水田地帯が景観の要素となっています。「川のまるごと再生プロジェクト」による水辺空間の整備を軸として、これまで以上に魅力ある景観形成に努める必要があります。

(3) 緑に関する町民意識からみた課題

前章にて触れたように、自然環境の保全、安心・安全な生活環境の実現について、その推進には住民の意見や意向の反映が求められます。また、第四次毛呂山町総合振興計画の基本理念や基本方向において「住民と行政の協働」が掲げられています。さらに本計画の特徴の一つとして、町民・市民団体・事業者・行政の連携と協働によって推進される計画である点が挙げられます。

このような状況を鑑みますと、本町の緑における課題を把握するにあたり、町民の視点による課題の把握が重要となります。

ここでは、第四次毛呂山町総合振興計画策定における町民意識調査および、毛呂山町都市計画マスタープランの見直しにおける町民意識調査から読み取ることができる、緑に関する課題を整理します。

■課題整理の4つの視点

① 本町の豊かな緑の保全

本町の西部地域には、埼玉県立黒山自然公園区域が広がり、スギやヒノキの人工林を中心とした豊かな樹林地が、周辺住民の生活環境に密着した里山として存在しています。この樹林地については、環境保全・防災・景観などのさまざまな面において重要な役割を果たすものです。しかしながら、適切な管理が十分になされていない樹林地も見受けられます。このような状況を改善することが、本町の豊かな緑を保全することにつながります。さらには、成熟した樹木を適切に伐採・利活用し、新たに植樹を行うことで樹林地の新陳代謝を促すことも、緑の保全において重要な活動になります。

また本町には、西部地域の里山環境や東部地域の水田などの豊かな農地が広がっています。この農地についても、休耕地や耕作放棄地などの問題が存在しています。こういった農地の問題に対して、行政のみならず、地域住民はもとより事業者等による民間資力の導入などのさまざまな手段によって、農地の保全を図る必要があります。

② 公園・緑地の整備

本町には、総合公園や大類グラウンドなどの比較的規模の大きい運動公園やグラウンドなどが存在します。しかしながら、こういった運動施設が存在するにもかかわらず、運動施設の整備に関する要望がアンケート結果から読み取れます。今後は、整備済みの運動施設の利用促進を促すことで、既存施設の存在を町民にアピールすることが必要です。

また、運動施設に関連する要望としては、樹林地や水辺における遊歩道や散策路の整備も挙げられます。町民の利用はもとより、観光資源としても重要な施設です。新設することはもとより、既存施設を維持・管理、改善を行い、さらに魅力あるものとするなど、さまざまな角度から整備についての検討が必要です。

日ごろから利用できる身近な公園や緑地の整備を求める回答も多く存在し

ます。身近な公園や緑地が整備されている目白台地区をモデルに、中心市街地における公園・緑地の整備を検討することが必要です。特に中心市街地における公園や緑地は、レクリエーションだけでなく防災面でも整備が求められるものです。公園・緑地の整備に関する課題については、このような視点での検討も必要です。

また、身近な公園・緑地の維持管理については、その地域の町民の手により行われることで、その地域の特色を活かした公園・緑地が生まれます。これにより地域のコミュニティの活性化などの効果も期待できます。身近な公園・緑地の整備については、このような視点からの検討も重要となります。

③ 水辺環境の改善

水辺環境の改善については、比較的多くの町民が望んでいることがアンケート結果から読み取れます。現在、埼玉県による「川のまるごと再生プロジェクト」が進展していますが、このプロジェクトにて整備される水辺環境の維持、他の河川への横展開などが今後期待されます。特に整備後の環境維持については、地域住民を中心とした町民の参加が必要です。この課題については、他の課題以上に町民参加の仕組みづくりが重要となります。

④ 景観への意識・関心のさらなる醸成

町民のまちなみの景観についての意識・関心は総じて高い状況ですが、この高い意識・関心をさらに高め、緑に関する施策に反映させることが重要です。そのためには、町内の景観資源の発掘に関するワークショップや景観資源を保全・活用するための手法についての勉強会など、行政のみならず町民や事業者までを巻き込んだ活動が必要です。

また、景観における価値観は、個々人の感覚に頼らざるを得ません。個々人の価値観を取りまとめ、毛呂山町としての景観行政の方向性を示すためには、町民の積極的なかかわりが求められます。そのためには、町民と行政による協働が必須の条件となります。景観について、町民と行政がともに議論できる場や仕組みづくりが重要です。

(4) 総合的な課題

これまでの課題を踏まえ、緑に関する総合的な課題を整理します。

① 町域全体の基盤となる緑の保全と強化

○緑の骨格となる樹林地の維持・管理と強化

本町の緑の骨格となる山地に広がる樹林地については、積極的な維持・管理により保全することが求められます。また、町内外の人々が緑に親しめるよう、積極的な活用も重要です。そのためには、維持・管理による保全だけでなく、植樹などによる緑の強化も必要です。

○農地の維持、休耕地などの活用

本町の緑の骨格としては、農地の存在も挙げられます。特に西部地域に存在する里山における農地や、東部地域に広がる水田については、景観資源としても捉えられます。この農地の積極的な維持は、樹林地と同様に求められます。また、休耕地や耕作放棄地などについては、市民農園や農業体験の場などとしての活用を検討する必要があります。

○河川・水路などの水辺環境の改善と活用

河川や水路などの水辺環境は、緑と緑をつなぐネットワークの役割を果たします。この水辺環境の改善は、町民の希望することであると同時に、本町の緑の骨格を強化し補完することにもつながります。埼玉県が行う「川のまるごと再生プロジェクト」を足がかりに、水辺環境の改善と活用を検討する必要があります。

② 身近な緑の保全と創出

○毛呂山町を象徴する緑の保全と活用を図る

本町を象徴する緑としては、緑の骨格となる樹林地や農地が挙げられますが、歴史文化遺産の景観を形成する緑も挙げることができます。特に、出雲伊波比神社社叢や、東部地域の古墳群及び鎌倉街道の遺構については、最優先で保全と活用を検討する必要があります。

○中心市街地に緑を積極的に創出する

地域住民が気軽に利用できる公園や緑地など、身近な緑が一部の中心市街地を中心に不足している状況です。したがって、地域住民の徒歩圏内への公園や緑地の整備に関する検討を行う必要があります。また、建築物やその敷地内における緑化を促進し、中心市街地の緑を積極的に創出する必要があります。

③ 緑のまちづくりを担う人づくりと仕組みづくり

緑の保全・整備と緑化を継続的に推進するためには、町民・市民団体・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれが連携・協働して進めることが必要です。また、そのための支援と制度の整備が必要です。



第3章 計画の目標と基本方針



1. 緑の目標

(1) 緑の将来像

緑のまちづくりは、町民・事業者・行政の連携と協働によってはじめて実現できるものです。そのためにも、目指すべき方向性を緑の将来像として共有することが必要です。第四次毛呂山町総合振興計画に掲げられている将来都市像である「緑とふれあいの文化都市 もろやま」を緑の視点から実現していくため、ここに3つの緑の将来像を描きます。

●緑の骨格となる樹林地や農地が大切にされている

毛呂山町は、町域の約70%以上が豊かな緑で被われています。町西部の埼玉県立黒山自然公園区域の山地からつながる樹林地や、越辺川をはじめとする河川沿いを中心に緑が広がっています。また、町内の農地では積極的に営農されており、緑の骨格としての役割を果たしています。

●身近で多様な緑が充実している

市街地には、公園や公共施設を中心とした多様な緑が徒歩圏内に存在しています。住宅地では、生垣や緑豊かな庭などにより、緑化が積極的に取組まれています。駅前などの商業施設においては、屋上緑化や壁面緑化などの工夫により、緑化面積が向上しています。幹線道路では、街路樹や植栽などにより、通行する人や近隣に居住する人に安らぎを与えています。工業施設や物流施設などにおいても、緩衝帯となる緑地帯の設置などにより、積極的に緑地が創出されています。

このように、町内のいたるところに緑があふれ、常に緑が視界に入るまちづくりが展開されています。

●町民・市民団体・事業者・行政の協働により緑が保全・創出されている

町内の公園などに代表される身近な緑は、近隣に居住する町民や事業者などにより積極的に維持・管理されています。行政のバックアップにより、緑の維持・管理に関するNPOなどが活動しています。また、植樹や下草刈りなどの緑化に関連したイベントが定期的に行われています。次代を担う子どもたちも、緑の大切さについての知識・関心を持ち、自然と触れ合うことができる毛呂山町の環境を愛しています。

このように、町内の緑は、町民・市民団体・事業者・行政の協働によって守られ、育てられ、そして新たに創出されています。

■毛呂山町の緑の将来像■

緑のささやきが聴こえるまち 毛呂山

※「緑のささやき」

=緑の小さな声がきこえるほど、緑を身近に感じられることのとえ

※「聴こえる」

=「聴」には意識して聞くという意味があるため、地域の住民・事業者・行政の皆が、緑を常に意識した状態にあることのとえ

(2) 緑の目標水準

緑のまちづくりを進める具体的な指標として、将来において確保すべき緑の目標水準を示します。

① 計画のフレーム

緑の基本計画における緑地の保全や創出の量的な目標を設定していくため、計画のフレームを以下のとおり設定します。

目標年次	平成37年(2025年)度
中間目標年次	平成32年(2020年)度
計画区域	毛呂山町全域(都市計画区域) 3,403ha
将来人口	36,275人

※将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の数値を使用

② 緑の目標水準

緑の将来像を実現するために、緑の量・配置・質に配慮し、緑の目標水準を以下のとおり設定します。

●緑地面積を町域の70%以上、町民1人当たり690㎡以上確保します。

毛呂山町における開発圧力はいまだ衰えておりません。町内全域の緑地面積を可能な限り確保するために、物理的な緑地の保全や創出はもちろん、法律や条例による樹林地や農地の永続性を担保する手法などを検討し、必要に応じ運用することで緑地の減少を最小限にとどめます。

■緑地面積の推移と確保目標

		平成17年	平成22年	変化率 H17→22	平成37年	変化率 H22→37
人口(人)		39122	39054		36275	
市街化区域 363.4ha	緑地面積(ha)	71.66	67.22	(-7.2%)	63.38	(-5.7%)
	区域内割合(%)	19.7%	18.5%		17.4%	
市街化調整区域 3039.6ha	緑地面積(ha)	2533.72	2499.23	(-1.4%)	2451.74	(-1.9%)
	区域内割合(%)	83.4%	82.2%		80.7%	
町域全体 (都市計画区域内) 3403.0ha	緑地面積(ha)	2605.38	2566.45	(-1.5%)	2515.12	(-2.0%)
	割合(%)	76.6%	75.4%		73.9%	
	1人当たり面積 (㎡/人)	666	657		693	

※平成 17 年、平成 22 年の人口については、国勢調査の数値を使用

※平成 17 年、平成 22 年の緑地面積については、都市計画基礎調査の数値を使用

※平成 37 年の推計人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の数値を使用

●公園や緑地などを徒歩圏内に確保します。

町域の約 75%が緑地であるという緑豊かな本町ではありますが、緑がまだ少ない区域も少なからず存在します。この緑がまだ少ない区域を中心に、緑を積極的に確保します。区域によって規模等は異なりますが、緑地を徒歩圏内（約 300～500m）に確保することを目指します。

●誰もが緑豊かと実感できるまちを目指します。

「緑豊かなまち」という評価は、そこに暮らす町民や訪れる人々が最終的に下すものです。今後の緑のまちづくりの推進によって、町民はもちろん、本町に訪れる人の誰もが、緑の量・質ともに豊かであると感じることができると目指します。

2. 計画の基本方針

(1) 4つの基本方針

緑の将来像を実現していくための4つの基本方針を設定します。

●毛呂山町の緑の基盤となる樹林地・水辺・農地を保全・活用します。

- 本町に広がる樹林地は、緑の基盤としてはもちろん、景観構成要素としても重要な緑です。この樹林地を行政・町民・事業者の協働により、保全・活用を検討します。
- 河川や水路などの水辺環境は、緑と緑をつなぐ役割を果たします。この水辺環境の改善は、町民の希望することであると同時に、本町の緑の骨格を強化し補完することにもつながります。埼玉県が行う「川のまるごと再生プロジェクト」を足がかりに、水辺環境の改善と活用を検討します。
- 農地は、本町の緑において樹林地に次ぐ規模の存在であり、田園景観の核でもあります。農地の保全とともに、休耕地や耕作放棄地などの活用を検討します。

●地域の歴史文化遺産に関わりの深い貴重な緑を保全します。

- 出雲伊波比神社社叢をはじめとする歴史文化遺産に関わりの深い樹林地を、地域の景観構成要素として積極的に保全します。
- 本町東部地域に存在する古墳群や鎌倉街道の遺構などについては、地域性に富んだ文化財です。これらの周辺の緑については、自然と歴史文化遺産が一体となった景観として積極的に保全します。

●身近に利用できる公園・緑地を創出します。

- 中心市街地を中心に、徒歩で気軽に利用できる公園や緑地の整備と、ニーズに対応した公園施設の充実を目指します。
- 密集市街地においては、限られた空地を活用したポケットパークの整備を検討します。

- 新設する公園や緑地はもちろん、既存の公園や緑地についても地域住民による維持管理を検討し、地域の特色を活かした公園や緑地を創出します。
- 道路や公共施設の緑化を推進し、日常的な生活環境における緑の充実を目指します。

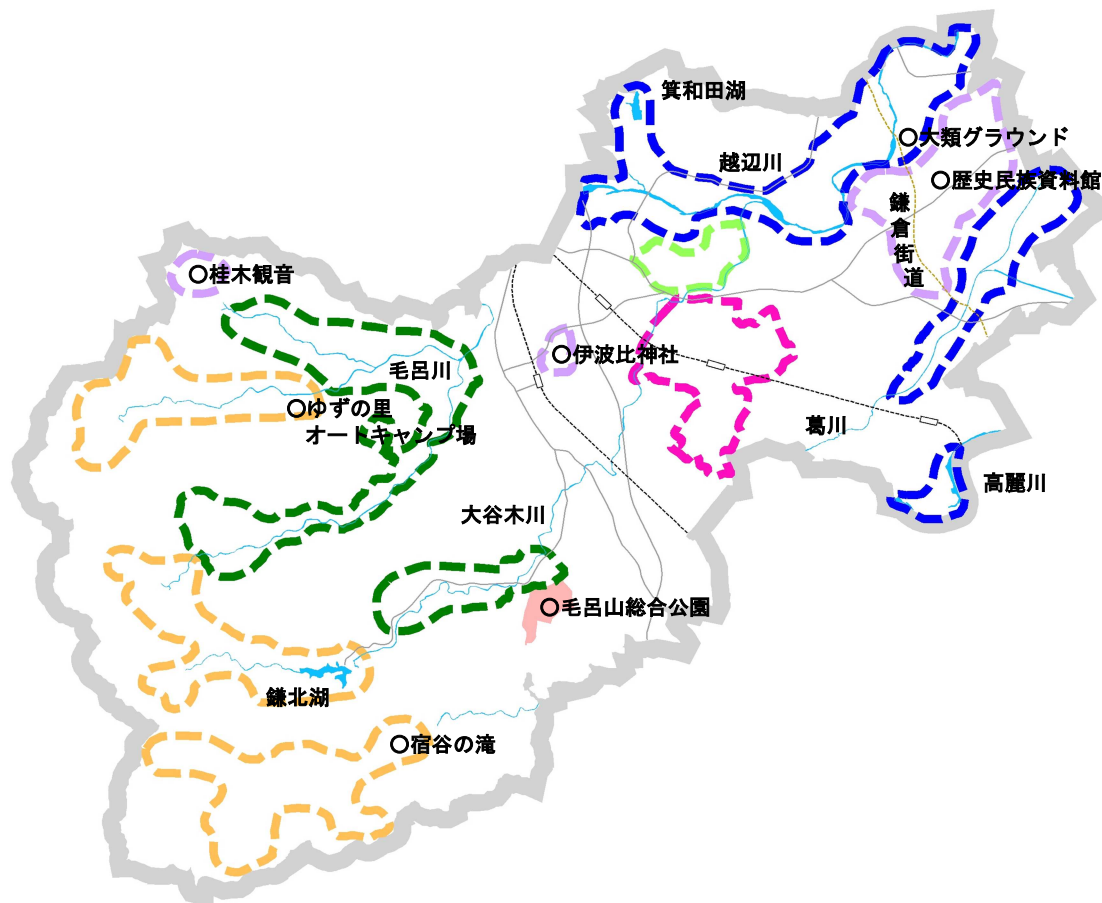
●町民・市民団体・事業者がまちの緑を育て、守っていくことを目指します。

- まちの緑に対して、町民や市民団体、事業者が自分たちの資産であることを知り、町民・市民団体・事業者・行政が一体となって、緑化活動や緑の環境の維持・利用活動に関わりながら、まちの緑を育て、守っていくことを目指します。

(2) 緑の配置方針

緑の将来像と基本方針を踏まえ、緑の機能が十分に発揮できるように、次のような配置を位置づけます。

■緑の配置方針図



レクリエーション空間充実ゾーン

⇒既存の施設も含めた整備・維持管理を促進します



里山環境保全ゾーン

⇒里山における営農環境と緑をバランスよく保全します



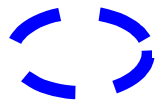
緑化・オープンスペース創出重点ゾーン

⇒市街地における緑を積極的に創出します



歴史文化に関する緑の保全ゾーン

⇒歴史文化遺産に関わりの深い貴重な資源を未来に引き継ぎます



田園・親水空間創出ゾーン

⇒河川周辺の営農環境を維持し、親水空間の創出に努めます



近郊農地保全ゾーン

⇒市街地周辺のオープンスペースとして農地を積極的に保全します



第4章 緑の推進施策の方針



1. 緑の推進施策の体系

4つの基本方針に基づき個別方針を設定し、個別方針ごとの施策の内容を位置づけ、推進施策の体系として整理します。

基本方針1. 毛呂山町の緑の基盤となる樹林地・水辺・農地を保全・活用します。

(1) 自然豊かな樹林地の保全

- ① 緑地保全制度に基づく担保性の向上
- ② 町民・事業者との協働による樹林地管理の推進
- ③ 開発等に伴う樹林地の減少への対応
- ④ 樹林の利用促進

(2) 水辺環境の保全と整備による活用

- ① 「川のまるごと再生プロジェクト」の展開
- ② 河川や水路における多自然化の推進
- ③ 調整池や調節池における多自然化の推進

(3) 農地の保全と活用

- ① 農地の保全
- ② 市街地周辺農地の保全と活用
- ③ 遊休農地対策の推進

基本方針2. 地域の歴史文化遺産に関わりの深い貴重な緑を保全します。

(1) 出雲伊波比神社社叢をはじめとする歴史文化遺産に関わりの深い緑の保全

- ① 緑地保全制度に基づく担保性の向上
- ② 歴史文化に関わりの深い緑の周知
- ③ 歴史文化に関わりの深い緑の活用

(2) 歴史的景観を活かした地域づくり

- ① 景観法の活用についての検討
- ② ワークショップなどによる歴史的景観の把握

基本方針3. 身近に利用できる公園・緑地を創出します。

(1) 徒歩圏内における気軽に利用できる公園や緑地の整備・施設の充実

- ① 身近な公園の整備・維持管理
- ② ポケットパークなどのオープンスペースの確保
- ③ 全ての人に利用しやすい公園づくり
- ④ 地域ニーズに対応した公園づくり
- ⑤ 公園を軸としたコミュニティの推進

(2) 公園や緑地の地域住民による維持管理の実現

- ① 公園計画における住民参加の促進
- ② 地域住民による公園・緑地の管理促進
- ③ 地域による緑化の推進

(3) 道路や公共施設における緑化の推進

- ① 道路緑化の推進
- ② 駅前広場等の緑化の推進
- ③ 河川緑化と親水化の推進
- ④ 庁舎や学校などの公共公益施設における緑化の推進

基本方針4. 町民・事業者がまちの緑を育て、守っていくことを目指します。

(1) 緑化推進に関する運動や事業の周知徹底

- ① 埼玉県による緑化推進に関する運動・制度・事業
- ② 毛呂山町による緑化推進に関する運動・制度
- ③ 開発行為等に伴う緑地の確保

(2) 緑の保全・創出に対する町民及び事業者の参画を促す仕組みづくり

- ① 緑の活動に対する支援の充実
- ② 町民意識の把握
- ③ 定期的な緑地および、温室効果ガス抑制量の現況調査

(3) 環境教育の充実

- ① 子どもたちへの環境教育の推進
- ② 自然体験のできる公園や緑地の整備
- ③ 緑の保全に関するイベントの開催

2. 緑の推進施策の方針

基本方針 1. 毛呂山町の緑の基盤となる樹林地・水辺・農地を保全・活用します。

(1) 自然豊かな樹林地の保全

本町には、西部地域や河川沿い、農地の周辺などを中心に樹林地が市街地を取り囲むように存在しています。こうした樹林地は、野生動物の育成環境として重要であることはもちろん、周辺住民の生活に密着した本町を特徴づける重要な緑です。しかしながら、このような緑は一度開発されてしまうと、元の姿に戻すには大変長い年月を要します。また、開発だけが問題ではなく、適度な人間の樹林地への関わりが社会情勢の変化などにより失われたことも、樹林地の荒廃につながっています。

将来にわたって質の高い樹林地を保全するためにも、緑地保全制度の指定等による保全に努めるとともに、多くの人との関わりにより適正な維持管理を推進します。

① 緑地保全制度に基づく担保性の向上

本町の西部地域に広がる樹林地は、埼玉県立黒山自然公園の区域にも含まれる、広域的な視点からも非常に重要な緑です。また、町民意識における「自然環境が豊かなまち」というイメージにおいても重要な位置づけであると推測されます。しかしながら、自然公園区域外の樹林地については、一部を除いて開発行為に対する制限がなされていない状況です。

河川沿いや農地周辺の樹林地を中心に、特に重要な樹林地については、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区などの担保性の高い緑地保全制度の指定による保全についての検討を行います。

■主な緑地保全制度の概要

「近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）」

＝首都圏の近郊整備地帯における無秩序な市街化の防止などを目的として、良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地等において、建築行為など一定の行為を届出制にすることなどにより緑地を保全する制度。

※管理協定制度あり

「近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・都市緑地法）」

＝近郊緑地保全区域において特に重要な緑地について、建築行為など一定の行為を許可制により制限し、現状凍結的に緑地を保全する制度。

※相続税及び固定資産税の評価減、買入制度及び管理協定制度あり

「緑地保全地域（都市緑地法）」

＝都市近郊の比較的大規模な緑地において、建築行為など一定の行為を届出制にすることなどにより緑地を保全する制度。

※管理協定制制度あり

「特別緑地保全地区（都市緑地法）」

＝都市の良好な自然環境を形成する枢要な緑地において、建築行為など一定の行為を許可制により制限し、現状凍結的に緑地を保全する制度。

※相続税及び固定資産税の評価減、買入制度及び管理協定制制度あり

「ふるさとの緑の景観地（ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例）」

＝ふるさとを象徴する埼玉らしい樹林風景を保全するため、建築行為など一定の行為を届出制にすることなどにより緑地を保全する制度。

※管理協定締結による奨励金制度、買入規定あり

「市民緑地（都市緑地法）」

＝町内に残る貴重な民有緑地を保全するとともに、広く町民の利用に供するため、土地所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

※固定資産税減免及び相続税評価減

② 町民・事業者との協働による樹林地管理の推進

町内に残る樹林地の多くは、以前は農用林や薪炭林として利用されていましたが、近年の農業形態や生活様式の変化により、管理不足等による荒廃が進行しています。樹林地をより良い状態で維持し、未来へ承継していくためにも、町民や事業者の協働による適切な樹林地管理を推進します。

また、樹林地の管理が難しい土地所有者に代わって町民等がみどりの活動を行えるよう、管理協定制制度の創設を検討します。

③ 開発等に伴う樹林地の減少への対応

樹林地などにおける開発行為は、自然環境に様々な影響を与えます。そこで、樹林地の状況等に応じて、ミティゲーション制度の活用などを事業者と協議し、自然環境への影響を緩和するための措置を検討します。

④ 樹林地の利用促進

かつての樹林地は、農用林や薪炭林として適切な維持管理が行われてきました。近年では、農業形態や生活様式の変化などにより落葉や間伐材などが利用されなくなり、管理放棄による樹林地の荒廃が進行しています。

樹林地を適正な状態で保全するためにも、適切な資源循環に努め、樹林地の価値を高めます。

具体的には、樹林地の保全管理活動や公園・道路等における樹木の維持管理作業によって発生した落葉や剪定枝、間伐材などは、単に処分するのではなく、堆肥や材木、キノコのホダ木などへの活用を進めるなどの利用促進が考えられます。

(2) 水辺環境の保全と整備による活用

本町には、越辺川や高麗川、それらに流れ込む支流が存在しています。また、農業用水路が田園地帯に、都市下水路が市街地に存在しています。これらの水辺環境には、水辺を好む草本や樹木による独自の植生が形成され、多様な野生生物の生息空間となっています。

こうした水辺環境は、都市化などによりその姿を消しつつあります。野生生物の生息空間としての保全はもちろん、人々に潤いと安らぎを与える親水空間としての整備による活用が望まれています。このような観点から、野生生物とそこを訪れる人々とが共存できる環境の創出を検討します。



【写真】越辺川とその周辺の緑の様子

① 「川のまるごと再生プロジェクト」の展開

本町では、埼玉県による「川のまるごと再生プロジェクト」が越辺川の流域において展開されています。このプロジェクトは、水辺環境の「再生」をテーマにした水辺地と樹林地の一体的な保全にとどまらず、整備された親水空間などについて地元住民による維持管理までをパッケージングした企画です。このプロジェクトの手法を他の河川などの水辺環境にも展開することで、町内の水辺環境の質的向上を目指します。

② 河川や水路における多自然化の推進

河川や水路は、潤いのある景観をつくるとともに、多くの野生生物の生息・生育空間となっています。水辺環境における景観や多様な生物を保全するためにも、整備に際しては治水機能を重視しつつ、自然環境に配慮した護岸の整備や、瀬や淵のある河川構造への整備など、多自然川づくりを推進します。また、河畔林（かはんりん）などの適正な保全についても推進します。

③ 調整池や調節池における多自然化の推進

調整池や調節池には、水辺に適した植物を配置することにより、生き物が生息しやすい環境になります。これらの整備にあたっては、多様な生き物に配慮した整備を進め、自然生態系の向上に努めます。



【写真】目白台地内の調整池の様子

(3) 農地の保全と活用

本町の郊外には、優良な農地が広がっており、西部地域の樹林地と対をなす形で本町の景観的特徴を形成しています。また、市街地周辺に残された農地は、農業生産の場であることはもちろん、市街地周辺における貴重なオープンスペースとして安全性や快適性の確保にも役立っています。

そこで、これらの農地を保全するだけにとどまらず、生産機能を高め、農地の有する様々な機能・価値を高めていきます。



【写真】箕和田地内の水田の様子

① 農地の保全

農地は、本町における規模の大きい緑の一つです。また、景観構成要素としても重要な資源です。郊外に広がる農地については、農地法や農業振興地域の整備に関する法律等に基づき、今後も継続してその保全に努めます。

また、本町の西部地域には、樹林地の中に農業を営む周辺住民の生活が共存する里山環境が存在しています。こういった環境においては、単に農地を保全するだけでなく、周辺の環境も含んだ一体としての保全に努めます。

② 市街地周辺農地の保全と活用

市街地周辺に広がる農地は、農業生産の場であることはもちろん、市街地において不足しがちな貴重なオープンスペースでもあります。そこで、都市の貴重なオープンスペースとして町民が自然と触れ合える機会を生み出すため、農業体験の場やレクリエーションの場などとしての活用を検討します。



【写真】川角地内の農地の様子（川角駐在所付近）

③ 遊休農地対策の推進

農地を適切に維持していくためには、農地としての生産性を維持させるだけでなく、遊休農地などを減らしていく必要があります。そこで、遊休農地や遊休化する恐れのある農地の借入れ制度や、体験農場としての利用などの遊休農地対策の推進について検討します。

基本方針 2. 地域の歴史文化遺産に関わりの深い貴重な緑を保全します。

(1) 出雲伊波比神社社叢をはじめとする歴史文化遺産に関わりの深い緑の保全

人の営みは、歴史や文化と切っても切り離すことができないものです。したがって、本町の全ての土地に歴史文化との関わりが存在します。その中でも特に本町全体の歴史文化に関わるものについては、積極的な次世代への継承が求められます。

本計画では、地域の歴史文化に関わるものの中でも、「緑」の категорияに当てはまるものに対する保全等を検討します。

① 緑地保全制度に基づく担保性の向上

本町には、出雲伊波比神社社叢や東部地域に存在する古墳群周辺の緑、鎌倉街道の遺構における樹林地など、歴史文化遺産に関わりの深い緑が存在します。このような樹林地や緑については、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区などの担保性の高い緑地保全制度の指定による保全についての検討を行います。

② 歴史文化遺産に関わりの深い緑の周知

本町の歴史文化遺産に関わりの深い緑については、所有者を中心に文化財景観保全事業や近隣住民により維持管理が行われているのが現状です。

町内の歴史文化遺産に関わりの深い緑については、その存在や協働による維持管理の必要性、そして次世代へ継承すべき毛呂山町民にとってかけがいのない財産であるということを周知していきます。

③ 歴史文化遺産に関わりの深い緑の活用

平成24年3月に策定された「毛呂山町観光計画」において、出雲伊波比神社や鎌倉街道の遺構については、歴史的観光資源として活用することが明記されています。この計画に基づき、町内に存在する歴史的観光資源を巡る観光ルートの確立を検討します。

また、小中学生を中心とした町民が歴史文化と緑に気軽に触れ合える場としての活用も検討します。

(2) 歴史的景観を活かした地域づくり

歴史的景観というと、文化財や史跡といったものが連想されますが、前項でも示したとおり、歴史とは、人の営みの蓄積によって生まれたものでもあります。そして、人の営みと緑とは切り離すことができない関係にあります。つまり、歴史的景観とは、人の営みやそれに伴う建造物と周辺の緑が織り成す景観であるといえるのではないのでしょうか。

このような観点から、山地の稜線と建造物のラインの関係や、樹林地の緑と建造物の色彩の関係などをコントロールすることで歴史的景観を活かした地域づくりを展開することができます。これにより、地域の緑を地域の景観に不可欠な要素に位置づけることができます。緑の物理的な保全だけでなく、緑の位置づけによる保全を検討します。

① 景観法の活用についての検討

本町における景観法の活用は、埼玉県景観条例に基づいて運用されていますが、大規模な建築物などの色彩の規制にとどまっています。景観法が本来目指す街なみ景観のコントロールを行うためには、景観地区や景観協定等の手法の活用が必要です。また、本町が景観法第7条第1項に規定される「景観行政団体」に移行し、独自の景観条例を制定することも求められます。

このように多岐にわたる景観法に基づく手法による街なみ景観のコントロールについて検討します。

② ワークショップなどによる歴史的景観の把握

私たちの周囲には、意識して観察することで発見できる「歴史的な景観」が埋もれています。この埋もれている歴史的な景観を発掘し、次の世代へ継承すべき資源として把握することで、保全の対象とすることができます。

歴史的景観の把握において最も有効な手段は、地域住民に有識者を交えたワークショップや街歩きです。こういった手段を用いた、本町に埋もれている歴史的景観の把握について検討します。

基本方針 3. 身近に利用できる公園・緑地を創出します。

(1) 徒歩圏内における気軽に利用できる公園や緑地の整備・施設の充実

本町には、大谷木地内の総合公園をはじめとして、10か所の都市公園が存在しています。しかし、公園が不足している地区もあり、身近な公園や緑地の計画的な整備が求められています。

人口減少や少子高齢化などの社会の変革期を迎えた現在、地域住民の年齢構成や利用者の多様化など、公園や緑地に対するニーズも変化しています。さらに、阪神淡路大震災や東日本大震災を経て、公園や緑地の防災・減災面での機能が着目されています。

このような状況を鑑み、公園や緑地の規模や利用形態、地域特性、地域バランス、求められる機能などを踏まえた計画的な整備を検討します。



【写真】目白台地内の公園の様子

① 身近な公園の整備・維持管理

公園が不足している地域については、子ども広場などの配置状況を踏まえた整備を検討します。

また、町内の公園における維持管理に関する条例については、総合公園、農村公園、都市公園についてのみが制定されています。これら以外の公園についても、維持管理に関する条例の制定を検討します。

② ポケットパークなどのオープンスペースの確保

公園に準じた機能を持つグラウンドや子ども広場、道路整備などに伴うポケットパークなどは、街なかにおける貴重なオープンスペースであることから、地域の意見を反映させながらその確保や活用などに努めます。

また、密集市街地においては、ポケットパークの整備が防災面や交通安全面に有効であると考えられます。密集市街地内の空き家や空地の活用手法として、ポケットパークの整備を研究及び検討していきます。

③ 全ての人に利用しやすい公園づくり

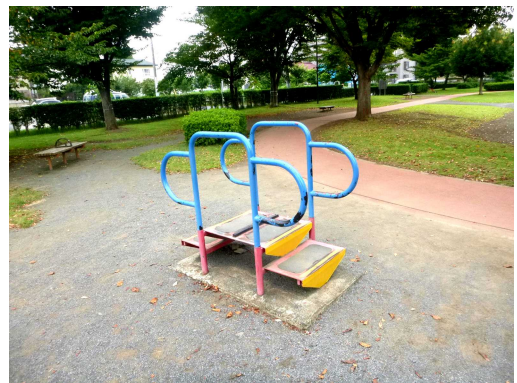
公園は、様々な人々が利用するコミュニティ空間です。そこで、公園の

整備や改修に当たっては、様々な人々の利用を想定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公園づくりに努めます。

④ 地域ニーズに対応した公園づくり

既存の公園はもちろん、将来的に整備される公園についても、成熟社会の到来による公園の利用形態の変化が予測されます。地域住民の利用形態に合わなくなった公園や、施設が老朽化した公園などは、地域の自然的・社会的な状況や地域住民のニーズを考慮し、公園の再配置や整備を検討します。

■参考：川越市岸町健康ふれあい広場



少子高齢化に対応するため、健康遊具の設置だけでなくジョギングやウォーキングしやすい工夫のされたトラック等の整備が行われています。本町においてもこのような地域住民のニーズを反映した公園の整備が求められます。

⑤ 公園を軸としたコミュニティの推進

公園づくりとは、用地を確保し施設などを整備すれば完成するものではないと考えます。整備された公園に、地域住民をはじめとする様々な人々が訪れ、憩い、交流することで初めて完成したといえる場合もあると考えられます。

このように、公園は貴重なコミュニティ空間であることから、個人・グループでの利用のほか、お祭りなどの地域イベントへの利用を促進し、公園をより多くの人々に利用していただけるよう努めます。

■想定される地域イベント

「炊き出し訓練（避難訓練）」

阪神淡路大震災や東日本大震災を経験した現在、防災に対する意識は非常に高いため、地域の避難訓練は比較的实施可能性が高いイベントです。従来の避難訓練だけではなく、避難生活での食事を想定した「炊き出し訓練」を行うことで参加率の向上と、地域の連帯感の醸成につながります。

「フリーマーケット」

日本の伝統文化における根本の一つである「もったいない」という価値観をテーマにしたイベントです。子どもの成長により不要になった子ども服や、押入れの肥やしとなっているブランド物のバスタオルなど、地域に住む誰かにとって必要なものを持ち寄って小額で販売します。家庭菜園で収穫した作物ももちろんOKです。世代や居住年数を越えた、地域の絆を結びます。

(2) 公園や緑地の地域住民による維持管理の実現

公園や緑地の維持管理においては、制度や財源の確保などが重要です。しかしながら、公園や緑地の維持管理において最も重要なのは、「地域の公園や緑地は、地域に住む自分たちできれいにする」という意識の醸成であると考えます。そのために、整備計画や管理への地域住民の参加を検討し、地域に愛される公園・緑地づくりを推進します。

① 公園計画における住民参加の促進

身近な公園の整備にあたっては、地域住民の希望や地域特性などが十分に反映できるよう工夫する必要があります。そのために、公園の計画段階から地域住民との話し合いによる公園整備を進め、地域に愛される公園づくりを推進します。

② 地域住民による公園・緑地の管理促進

公園や緑地は、地域における貴重なオープンスペースであるとともに、地域のコミュニケーション空間です。公園のさらなる利用を促進するためにも、公園の一部を緑化スペースとして開放するなど、公園を活用した地域コミュニティの醸成を図ります。また、アダプト・プログラム（里親制度）などの利用を検討し、地域住民による公園や緑地の維持管理を促進します。

③ 地域による緑化の推進

街なかでの緑地の創出には、地域住民による積極的な働きかけが必要です。そこで、「花いっぱい運動」をはじめとする施策のさらなる推進や、新たな支援制度の検討など、地域緑化制度の充実を図り、地域住民による緑化活動の推進に努めます。

(3) 道路や公共施設における緑化の推進

町内には、道路をはじめ教育施設、文化施設、福祉施設など、様々な公共施設が存在しています。これらの公共施設は、町民をはじめとする訪れる人々の目に触れやすいものですから、緑化の町民や事業者の意識へ与える影響も大きいものと推測されます。

また、市街地内における街路樹などは、緑陰による気温低減効果や快適性の向上など、生活環境の向上にもつながります。さらには、野生生物の生息・移動空間にもなります。

今後、町内全体の緑化を推進するためにも、行政が率先して本町の街なみと風土に調和した質の高い緑化を推進します。

① 道路緑化の推進

街路樹や道路植栽は、街なみに潤いを与えるだけでなく、その連続性から緑をつなぐ回廊として快適な生活空間を創出します。また、野生生物の生息・移動空間としても貴重な緑でもあります。さらに道路緑化は、災害時における延焼遮断帯や避難路の確保にも役立ちます。

将来における管理状況や道路の幅員、地域性などを踏まえ、適正な樹種や構造などによる連続性のある道路緑化を推進します。



【写真】(左) 町道第7号路線、川角グラウンド付近の様子
(右) 長瀬駅前野久保線とその周辺の様子

② 駅前広場等の緑化の推進

駅は人の往来が多く、駅前広場などの緑化は本町のみどりの量を印象付けます。町外から訪れた人々に「毛呂山町は緑が多く、また訪れたい」と思っただけのように、本町の玄関口である駅前広場などの緑化を鉄道事業者や駅前商店街、地域住民とともに推進します。



【写真】武州長瀬駅南口の様子

③ 河川緑化と親水化の推進

町内を流れる河川や都市下水路は、豊かな自然環境を創出する起点となるだけでなく、地域に潤いと安らぎを与える空間として大変重要です。そこで、可能な限り河川沿いの緑化を推進するとともに、水辺空間の親水化に努めます。

④ 庁舎や学校などの公共公益施設における緑化の推進

多くの人に利用される庁舎や子どもたちの学習の場である学校などの公共施設は、町民が目にする機会が多い施設です。町内の緑化推進のシンボルとなるだけでなく、緑に対する町民意識の高揚を図るためにも、接道緑化や壁面緑化などの緑化技術を取り入れながら、公共公益施設の緑化に努めます。

また、公共公益施設は人が集う場だからこそランドマーク的な高木の植樹の効果が高まります。景観法に基づく「景観重要樹木」の指定等の手法により、施設の顔から地域の顔（＝地域のランドマーク）にもなりうる可能性があります。



【写真】（左）毛呂山町東公民館 （右）川角小学校

基本方針4. 町民・事業者がまちの緑を育て、守っていくことを目指します。

(1) 緑化推進に関する運動や事業の周知徹底

環境問題について様々なメディアにおいて取り上げられている現在、緑化推進に関心のある町民は少なくないものと推測されます。しかしながら、意識・関心がありながら、行動を起こす手立てがわからないという人が大多数なのではないでしょうか。また、町内外の事業者においても、施設の特種緑化の検討や、植林可能な場所を探しているというケースも考えられます。

緑化の推進において、町民や事業者の協力は必要不可欠です。各種制度や事業などの情報発信を積極的に行うことで、町民や事業者などの緑化への意欲に応えられるよう努めます。

① 埼玉県による緑化推進に関する運動・制度・事業

埼玉県では、「埼玉県5か年計画」に基づき様々な施策を実施しています。緑に関する施策についても、5か年計画中の「12の戦略」において「みどりと川の再生」として掲げられ、具体的な緑化推進に関する運動や制度、事業を展開しています。

こうした埼玉県による緑化推進に関する施策について、町民や事業者へ積極的な情報発信に努めます。

■埼玉県による緑化推進に関する施策

「一人一本植樹運動」

720万の埼玉県民が一人一本の植樹を行うことで、700万本以上の植樹を達成しよう、という主旨の運動です。埼玉県による植樹数の把握、「みどりの基金」への寄付による名前プレート付き植樹、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」への加入による植樹活動のバックアップなど、多岐にわたる支援が用意されています。

「緑化計画届出制度」

埼玉県内で、敷地面積1,000㎡以上の建築（新築、改築、増築、移転）を行う場合には、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条に基づき、「緑化計画届出書」を作成し、埼玉県に提出し敷地内の緑化に努めていただく、という主旨の制度です。緑化を行う場所については、敷地内であれば地上部や建築物上のどこでも対象となります。緑化を要する面積については、下記の計算式により求めます。

○用途地域が定められている区域

緑化を要する面積＝敷地面積×（1－建ぺい率）×0.5

※地区計画が定められている区域も含まれます。

○その他の区域

緑化を要する面積＝敷地面積×0.25

「民間施設緑化補助事業」

民間施設で行う公開性のある、壁面緑化や屋上緑化などの緑化事業に対する埼玉県による補助事業です(ここでいう「公開性のある」とは、緑化した部分を県民が自由に鑑賞できる状態にあることです。)。平成25年度の補助率・補助限度額は、下記のとおりです。

補助率：1/2または2/3

補助限度額：1,000万円

「みどりの埼玉づくり県民提案事業」

「自分たちの地域の環境づくりは自分たちの手でやってみたい!」という県民の想いを形にすることを目的とした補助事業です。

○みどりの活動きっかけ支援事業 補助額：上限10万円

この事業をきっかけに、みどりの活動に取り組もうとするNPOなどの県民団体やその他のグループからの申請に対して、審査の上、補助金を交付します。

○県民企画実施事業 補助額：上限150万円

NPOなどの県民団体やその他のグループから、みどりの保全と創出を推進する事業提案を募集し、審査の上、補助金を交付し、その活動を支援します。

○わが街緑化支援事業 補助額：上限500万円

自治会や商店街などが取り組む一定の区域内の面的な緑化に関して事業提案を募集し、審査のうえ補助金を交付し、その活動を支援します。

※上記3事業ともに、補助額については平成25年度の内容です。

② 毛呂山町による緑化推進に関する運動・制度

本町においても、「花いっぱい運動」や、毛呂山町環境保全条例第28条に基づく「景観樹木」の保全といった運動や制度が存在します。また、菊苗の配布や、グリーンカーテン普及を目指したゴーヤ苗の配布などの活動も行っています。これらの運動や制度は、住宅所有者や地域住民が比較的容易に緑化推進に参加が可能となることから、さらなる周知を行い町民の運動への参加・制度の活用を促します。

また、毛呂山町独自の緑地保全制度の制定について検討します。

③ 開発行為等に伴う緑地の確保

本町において、開発行為などを行う際には、その開発区域の規模等に応じて毛呂山町開発行為等協議要綱に基づいた事前協議が行われています。この要綱には、敷地面積に応じた植栽や道路沿いへの植栽を規定し、事業者に対し敷地内緑化をお願いしています。今後もこの制度の運用を継続し、さらには条例化などによる運用の強化を検討します。

また、本町の目白台地区においては、地区計画に伴う建築協定及び緑地協定が運用されています。この地区計画や各種協定を事業者ならびに住民が遵守することにより、目白台地区には緑あふれる住環境が実現しています。目白台地区における手法の他地区への適用を検討し、町内住環境の緑化を推進します。

(2) 緑の保全・創出に対する町民及び事業者の参画を促す仕組みづくり

緑の保全や創出を推進するためには、それらを実現するための制度が重要であり、財源も必要になります。しかしながら、制度と財源が確保されたとしても、町単体での事業展開には限界があります。そこで、町民や市民団体、事業者との協働により緑の事業に取り組む必要があります。

町民や市民団体、事業者の緑の活動への参画を促す仕組みづくりを推進し、協働による緑の保全と創出に努めます。

① 緑の活動に対する支援の充実

緑の活動を推進するためには、活動に対する適切な支援が必要です。町民協働により緑の保全や創出を推進するため、活動を希望する個人、市民団体（自治会なども含みます）、事業者などが登録できる埼玉県による「彩の国みどりのサポーターズクラブ」などの紹介や、緑の保全や緑化活動に対する空間の提供や資材提供など、活動支援に努めます。

また、本町独自の支援施策についても検討を行い、活動支援の多様化にも努めます。

② 町民意識の把握

街なかの緑の変化を捉えるには、樹木の本数や緑化面積などの量的な指標のみならず、町民の緑の感じ方や満足感などの向上が大切です。

そこで、町民の緑の感じ方などを把握できるよう、アンケート調査などによる町民意識の把握に努めます。

③ 定期的な緑地および、温室効果ガス抑制量の現況調査

本町の緑がどのように変化しているかを把握することは、緑に関する施策を検討するうえで非常に重要です。そこで、緑の状況を定期的に把握するため、計画改訂時など必要に応じて緑地面積や緑被面積などを調査します。

また、植樹や緑化の面積等を把握し、それをもとに二酸化炭素などの抑制量を算出し公表(=「見える化」)することで、緑化への意識をさらに醸成することについて検討します。

(3) 環境教育の充実

近年、様々なメディアにおいて環境問題についての報道がなされています。このような報道に接することで、環境問題への意識は高まっているものと思われます。しかしながら、メディアによる報道はあくまでも情報にとどまり、実際の体験と比較すると、影響力は乏しいものであることは否めません。

本計画の将来像である「緑のささやきが聴こえるまち」を実現するため、町民や事業者、そして行政が町内の緑について意識できるよう、体験型の環境教育を様々な世代および対象へ実施することを検討します。

① 子どもたちへの環境教育の推進

子どもにふれあうことは、自然への理解や豊かな感受性を育むことにつながります。そこで、幼稚園や保育園、小中学校、地域での活動などを通して、緑にふれあい自然環境の大切さを知ることのできる環境教育・環境学習の充実に努めます。

② 自然体験のできる公園や緑地の整備

自然環境に対する理解を深めるためにも、緑と直接ふれあうことは重要です。緑豊かな公園や地域に残された樹林地、市街地周辺の農地などを活用し、子どもや地域住民が身近に自然とふれあえる空間の創出に努めます。

③ 緑の保全に関するイベントの開催

多くの人々に緑の保全に関わっていただくためには、「楽しむ」という視点が欠かせません。このような観点から、参加した人々が楽しめるイベント型の環境教育を企画し実施することを検討します。

■想定されるイベント

「林業体験トレッキングツアー」

本町の樹林地でのトレッキングを通して、林業の体験をします。この林業体験から、人工林における人の関与の必要性や、素材としての木の良さを参加者に伝えます。また、樹林地の環境保全だけでなく、防災面での役割などについても理解できるプログラムを用意します。トレッキングという老若男女が楽しめ、近年流行している切り口から、環境教育につなげるイベントです。

【参考】山梨県大月市の事例

「悲しみの森・癒しの森

トレッキングツアー」

荒廃した人工林を「悲しみの森」、適切に管理された人工林を「癒しの森」と位置づけ、樹林地の大切さや林業の重要性を参加者にアピールするイベントです。昼食も「昔ながらの林業めし」というこだわりのトレッキングツアーです。

**悲しみの森・癒しの森
トレッキングツアー**

大月市に存在する荒廃林(悲しみの森)と
手入れされた森(癒しの森)を1ドットととも歩き、
その対比を感じていただくツアーです。
同世代や交流などを通じて、林業の現実に触れて
森林の問題点も共有していただきます。

**参加者
募集!**

実施日: 2012年10月27日(土)・28日(日)
**場 所: 悲しみの森～癒しの森トレッキングコース
(世子町 滝子沢作業道)**
時 間: 両日とも10:30～15:30(約5時間)
※雨天決行(荒天時は中止する場合があります。)

- 対象年齢 小学生以上(1名でも複数名でも参加可)
※小学生未満は保護者同伴で参加ください。
- 参加条件 体力が平均的以上の方を希望いたします。
- 参加費用 500円(税込) 事前お申し込みをさせていただきます。
- 集合場所 沢中央本線 世子駅前広場 ※駐車スペースあり
- 集合時間 各日(08:30分(時間厳守))
※7時以降は集合場所の周辺に駐車スペースが限られております。
- 持ち物 飲み物、雨具、帽子、タオル、常備薬、保険証のコピーなど
※服装は「昔ながらの林業めし」をご用意いたします。
- 履 装 動きやすく、汚れてもいい服装でお越しください。
※トレッキングシューズを履いていただくことを推奨いたします。

お申し込みは「悲しみの森・癒しの森トレッキングツアー」事務局まで、お電話または下記メールアドレスよりご応募ください。

Tel: **0554-20-1833** (平日9:00～17:00)
mail: tpomata@nifty.com

※申込期間: 2012年10月1日(月)～10月15日(金)
※各日先着にて定員に達した場合は、受付を終了させていただきます。
※お申し込みいただいた方には当日参加費一紙をお送りいたします。

〒401-0015 大月市大月町長形500-19 大月市産業建設部産業振興課「悲しみの森・癒しの森」トレッキングツアー事務局
世子町政運営委員会 / 大月市

「緑のサイクリング」

本町の緑のスポットを自転車で巡るイベントです。西部地区の高低差のあるコースや、東部地区のなだらかなコースなど、参加者のレベルに合わせたコース設定も可能です。それぞれの緑のスポットにおける維持管理のストーリーを紹介することで、緑地の維持管理における人の関わりの重要性を伝えることができます。



第5章 計画の推進に向けて



1. 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

本町を緑豊かで住みよく、訪れる人が「また来たい」と思えるようなまちにするためには、今ある緑を適切に保全し、質を高めることが重要です。また、緑を質・量ともに充実した状態で将来の世代に継承する必要があります。

そのためには、町が先頭に立ち、県や関係団体などと連携を図りながら緑の保全・創出を推進しなくてはなりません。しかしながら、緑に対するニーズなどの多様化への行政による速やかな対応は、なかなか難しいというのも現実です。この問題に対応するためには、町民や市民団体、事業者による主体的な取り組みが必要となります。

そこで、町、町民、市民団体、事業者がそれぞれの役割を認識し、様々な施策において相互の連携をとりながら主体的に取り組んでいくために、各主体の役割を次のように示します。

① 町の役割

町は、本計画を推進するため、緑の保全と創出を積極的に進めるとともに、緑の活動を後押しする体制や制度の整備に努めます。

また、緑や公園を保全・整備するためには、膨大な費用を必要とします。さらに、整備した公園などの維持管理にかかる経費も必要です。近年の社会情勢などの変化により、財源の確保は厳しい状況ですが、緑や公園は町民の良好な生活環境づくりに欠かせないものであるため、可能な限り財源の確保に努めます。

② 町民の役割

町民は、緑への愛情や理解を深め、家庭や地域において積極的に緑の保全や創出などの活動を行うことが大切です。また、個人の活動を家族や近隣住民などにも広げ、緑の活動の輪を広げることが求められます。

③ 市民団体の役割

NPOなどの市民団体は、緑の活動の先頭に立ち、緑の保全と創出を牽引していくことが求められます。また、町とともに町民や事業者の緑の活動を支援していくことが大切です。

④ 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として責任ある行動に努め、地域の緑の活動に率先して参加することが大切です。また、農業協同組合などは、緑と農業の取り組みに対して積極的に関わることを期待されます。

(2) 計画の推進を支える体制

本計画を推進していくためには、各施策を様々な主体により実施していくとともに、計画を適正に推進・管理していく必要があります。計画の適正な推進・管理を実現するため、庁内の連携や体制づくりを行います。

① 庁内連携の強化

緑に関する施策は、緑化推進部局や公園整備・管理部局が推進するだけでは、十分な効果を発揮できません。緑に関する施策は、公共公益施設や農政、教育など多岐にわたるため、上記部局が中心となり、関係部局との連絡調整を図り、総合的に推進する体制づくりに努めます。

■想定される連携強化への取り組み

- ・ 関係部局を含めた事例研究などの勉強会の開催
- ・ 関係部局との連絡協議体制づくり

② 町民が提言できる機会づくり

様々な場や方法を活用しながら、町民や事業者が提言することができる機会の提供に努めます。

③ 近隣市町などとの連携

緑は町域を超えて連続しています。このため、近隣市町などとの連携の強化に努めます。また、国や県が実施する各種事業との連携を図ります。

2. 計画の進行管理

(1) 柔軟かつ的確な計画の進行管理

本計画に位置づけられた施策の実現には、膨大な財源を必要としますが、近年の財政状況は楽観視を許さない状況です。そのため、限られた財源を有効に活用するためには、個々の施策の優先順位を柔軟な視点に立って検討することが重要です。

また、社会情勢などの変化に伴い、緑や公園に対するニーズも変化します。このような変化に柔軟かつ的確に対応した施策の推進が求められます。このためにも、施策の進捗状況のチェックや有効性・必要性のチェックに対する仕組みや基準づくりを検討し、よりの確な計画の進行管理に努めます。

(2) PDCAサイクルによる進行管理の検討

前項にて掲げた「柔軟かつ的確な計画の進行管理」を実現するためには、実施施策を着実に推進し、定期的な進行管理を行うことが重要です。このため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルによる進行管理を検討します。

■ PDCAサイクルの流れ

① Plan (実施計画の策定)

本計画における個々の施策について、町民や市民団体などの各主体との協議を通して、具体的な実施計画を策定します。

② Do (計画の実施)


庁内だけでなく、町民や市民団体などの各主体が連携を図りながら、計画を実施します。

③ Check (取り組みの点検・評価)

計画を推進していく中で、施策の実施状況を点検・評価し、結果を公表します。

④ Act (取り組みの見直し)

点検・評価の結果を踏まえ、事業の見直しや改善が必要な場合は、取り組みの見直しを行います。また、社会情勢などの緑を取り巻く状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

 参 考 资 料 

1. 主な緑地保全制度について

■近郊緑地保全区域

【根拠法】

首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）

【指定の要件等】

無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域（法第 3 条第 1 項）

【指定権限】

国土交通大臣（法第 3 条第 1 項）

【行為制限の内容】

- ・ 建築物等の新築、改築、増築
- ・ 土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 政令で定めるもの
- ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

【行為にかかる手続き】

都道府県知事（指定都市、中核市にあっては市長）へ届出（法第 7 条、第 19 条）

■近郊緑地特別保全地区

【根拠法】

- ・ 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）
- ・ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）

【指定の要件等】

近郊緑地保全区域において次にあげる事項に該当するもの

- ・ 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい区域
- ・ 特に良好な自然の環境を有する区域（首都圏法第 5 条第 1 項）
- ・ 無秩序な市街地化のおそれが特に大である区域（都市緑地法第 12 条第 2 項）

【指定権限】

- ・ 都道府県（都市計画法第 15 条第 1 項第 4 号）
- ・ 指定都市（都市計画法第 87 条第 2 項第 1 号）
- ・ 二以上の都府県の区域にわたる場合：国土交通大臣（都市計画法第 22 条）

【都市計画法による位置づけ】

都市計画法第 8 条第 1 項第 12 号

【行為制限の内容】

- ・ 建築物等の新築、改築、増築
- ・ 土地の形質の変更

- ・木竹の伐採
- ・水面の埋立又は干拓
- ・政令で定めるもの
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

【行為にかかる手続き】

都道府県知事（指定都市、中核市にあっては市長）の許可（都市緑地法第14条）

【土地の買入要件】

近郊緑地特別保全地区内の土地で緑地の保全上必要があると認めるものについて、法第14条第1項の許可が受けられないため土地の利用に著しい支障をきたし、土地所有者から買入申出があったもの（都市緑地法第17条第1項）

【土地の買入主体】

- ・都道府県（都市緑地法第17条第1項）
- ・指定都市、中核市（都市緑地法第17条第1項）
- ・買入を希望する市町村、緑地管理機構（都市緑地法第17条第2項）

【土地の買入における国庫補助等】

- ・買入に要する費用の一部を補助する（首都圏法第17条第2項）
- ・補助率：5.5/10を地方自治体に対し補助（首都圏法施行令第4条）

【施設整備における国庫補助等】

- ・地方公共団体が行う緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（都市緑地法第31条第2項）
- ・補助率：1/2を地方公共団体に対し補助（都市緑地法施行令第8条）

【税の優遇措置】

○固定資産税、都市計画税

最高1/2の評価減（固定資産評価基準）

○所得税

譲渡所得について2,000万円控除（地方公共団体又は緑地管理機構による買入れ）（租特法第34条）

○法人税

譲渡益又は2,000万円の小さいほうを損金算入（地方公共団体又は緑地管理機構による買入れ）（租特法第65条の3）

○相続税

- ・山林及び原野について8割評価減（財産評価基本通達50-2、58-5、123-2）
- ・延納利子税の利率を、課税相続財産の価卓に占める不動産等の割合が

①50%以上の場合：3.6%

②50%未満の場合：4.2%

とする（租特法第70条の9、第70条の11）

■緑地保全地域

【根拠法】

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）

【指定の要件等】

- ・無秩序な市街地化の防止、公害若しくは災害の防止のために適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの（法第 5 条）

【指定権限】

- ・都道府県（都市計画法第 15 条第 1 項第 4 号）
- ・指定都市（都市計画法第 87 条の 2 第 1 項）
- ・二以上の都府県の区域にわたる場合：国土交通大臣（都市計画法第 22 条）

【都市計画法による位置づけ】

都市計画法第 8 条第 1 項第 12 号

【行為制限の内容】

- ・建築物等の新築、改築、増築
- ・土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・水面の埋立又は干拓
- ・政令で定めるもの（法第 8 条第 1 項）
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（令第 2 条）

【行為にかかる手続き】

都道府県知事（指定都市、中核市にあっては市長）へ届出（法第 8 条、第 32 条）

【施設整備における国庫補助等】

- ・地方公共団体が行う緑地の保全に関して必要とされる施設の整備（緑地保全計画又は管理協定において定められた当該施設の整備に関して行われるものに限る）に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（法第 31 条第 2 項）
- ・補助率：1/2、地方公共団体に対し補助（令第 8 条）

■特別緑地保全地区

【根拠法】

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）

【指定の要件等】

- ・無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は退避地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・次のいずれかに該当しかつ当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必

要なもの

- ①風致又は景観が優れていること
- ②動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること
(法第 12 条)

【指定権限】

- ・ 10ha 以上：都道府県、指定都市
- ・ 10ha 未満：市町村
(都市計画法第 15 条第 1 項第 5 号、第 87 条の 2 第 1 項、都市計画法施行令第 9 条第 1 項第 3 号)
- ・ 二以上の都府県の区域にわたる場合：国土交通大臣（都市計画法第 22 条）

【都市計画法による位置づけ】

都市計画法第 8 条第 1 項第 12 号

【行為制限の内容】

- ・ 建築物等の新築、改築、増築
- ・ 土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 水面の埋立又は干拓
- ・ 政令で定めたもの（法第 14 条第 1 項）

【行為にかかる手続き】

都道府県知事（指定都市、中核市にあつては市長）の許可（法第 14 条）

【土地の買入要件】

特別緑地保全地区内の土地で緑地の保全上必要があると認められるものについて、許可が受けられないため土地の利用に著しい支障を来し、土地所有者から買入申出があつたもの（法第 17 条第 1 項）

【土地の買入主体】

- ・ 都道府県（法第 17 条第 1 項）
- ・ 指定都市・中核市（法第 17 条第 1 項）
- ・ 買入を希望する市町村、緑地管理機構（法第 17 条第 2 項）

【土地の買入における国庫補助等】

- ・ 地方公共団体が行う買入れに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（法第 31 条第 1 項）
- ・ 補助率：1/3、地方公共団体に対し補助（令第 7 条）

【施設整備における国庫補助等】

- ・ 地方公共団体が行う緑地の保全に関して必要とされる施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（法第 31 条第 2 項）
- ・ 補助率：1/2、地方公共団体に対し補助（令第 8 条）

【税の優遇措置】

○固定資産税、都市計画税

最高 1/2 の評価減（固定資産評価基準）

○所得税

譲渡所得について 2,000 万円控除（地方公共団体又は緑地管理機構による買入れ）（租特法第 34 条）

○法人税

譲渡益又は 2,000 万円の小さいほうを損金算入（地方公共団体又は緑地管理機構による買入れ）（租特法第 65 条の 3）

○相続税

- ・山林及び原野について 8 割評価減（財産評価基本通達 50-2、58-5、123-2）
 - ・延納利子税の利率を、課税相続財産の価卓に占める不動産等の割合が
 - ①50%以上の場合：3.6%
 - ②50%未満の場合：4.2%
- とする（租特法第 70 条の 9、第 70 条の 11）

■管理協定

【根拠法】

- ・都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
- ・首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）

【指定の要件等】

- ・特別緑地保全地区
- ・緑地保全地域
- ・近郊緑地保全区域内の土地の区域

【協定の内容】

- ・目的となる土地の区域
- ・緑地の管理に関する事項
- ・緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（必要な場合）
- ・協定の有効期間
- ・違反した場合の措置（都市緑地法第 24 条 首都圏法第 8 条）

【指定権限】

土地所有者等と地方公共団体又は緑地管理機構の間で締結
（都市緑地法第 24 条 首都圏法第 8 条）

【税の優遇措置】

○固定資産税、都市計画税

- ・地方公共団体に無償貸付けの場合非課税
- ・有償の場合は課税することが可能（地方税法第 348 条第 2 項第 1 号）

○相続税

管理協定区域が特別緑地保全地区内において定められた場合は、特別緑地保全地区としての評価減に加え、さらなる評価減（2 割）

（都市緑地法運用指針）

■市民緑地

【根拠法】

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）

【指定の要件等】

- ・ 300 m²以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物
- ・ 特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も対象
- ・ 契約期間は 5 年以上

【契約内容】

- ・ 市民緑地契約の目的となる土地等の区域
- ・ 市民緑地の管理の方法に関する事項
- ・ 市民緑地の管理期間
- ・ 市民緑地契約に違反した場合の措置
(以下、必要な場合)
- ・ 住民の利便のため必要な施設の整備に関する事項
- ・ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- ・ 緑化施設の整備に関する事項（法第 55 条第 1 項）

【施設整備における国庫補助等】

- ・ 地方公共団体が行う市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設及び市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することができる（法第 56 条）
- ・ 補助率：1/2、地方公共団体に対して補助（令第 16 条）

【税の優遇措置】

○固定資産税、都市計画税

- ・ 地方公共団体に無償貸付けの場合非課税
- ・ 有償の場合は課税することが可能（地方税法第 348 条第 2 項第 1 号）

○相続税

2 割評価減（都市緑地法運用指針）

■ふるさと緑の景観地

【根拠条例】

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（平成 17 年条例第 20 号）

【指定の要件等】

樹林地が単独で、又は樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって、相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心としたすぐれた風景をいう）を形成している地域（条例第 7 条第 1 項）

【指定権限】

知事（条例第 7 条第 1 項）

【行為制限の内容】

- ・ 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること

- ・木竹を伐採すること
- ・宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること
- ・鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
- ・上記のほか、ふるさとの緑の景観地の保全に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為（条例第 10 条第 1 項）

【行為にかかる手続き】

知事へ届出（条例第 10 条第 1 項）

【土地の買入要件】

ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するため、特に必要があると認めるとき（条例第 17 条）

【土地の買入主体】

埼玉県（条例第 17 条）

【その他、助成等】

- ・届出に係る行為により、ふるさとの緑の景観地の指定の目的が達成できないために行う行為の制限、又は必要な措置を命じたことにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する（条例第 13 条）
- ・土地の管理を行う者に対して当該管理のための支援を行うことができる（条例第 15 条第 2 項）

2. 主な緑化制度について

■緑化地域

【根拠法】

- ・都市緑地法（昭和48年法律第72号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）

【概要】

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度

【指定又は認定の要件】

- ・用途地域が指定されている区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域（都市緑地法第34条第1項）
- ・敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物の新築又は増築（都市緑地法施行令第9条）
- ・建築物の敷地内において緑化が特に必要であると認められるときは、市町村の条例により区域を限り、300㎡以上1,000㎡未満の範囲内で規模を定めることができる（都市緑地法施行令第9条）

【指定内容】

建築物の緑化率を都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務付けられる（敷地面積の25%又は、1-建ぺい率-10%のうち小さい数値）（都市緑地法第34条）

【指定・認定者】

市町村長（都市計画法第8条第1項第12号）

■緑地協定

【根拠法】

都市緑地法（昭和48年法律第72号）

【概要】

土地所有者の合意によって緑化等に関する協定を締結し、地域で街を良好な環境にする制度

【指定又は認定の要件】

○全員協定

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村の認可を受けるもの（法第45条第1項）

○一人協定

一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者（開発事業者等）が市町村の認可を受けて協定を締結し、市町村の認可を受けるもの（法第54条第1項）

【指定内容】

- ・土地の区域
- ・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
 - ①保全又は植栽する樹木等の種類
 - ②保全又は植栽する樹木等の場所
 - ③保全又は設置する垣又はさくの構造
 - ④保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項
 - ⑤その他緑地の保全又は緑化に関する事項
- ・緑地協定の有効期間（5年以上、30年未満）
- ・緑地協定に違反した場合の措置（法第45条第2項）

【指定・認定者】

市町村長（法第47条、第54条第2項）

■地区計画

【根拠法】

都市計画法（昭和43年法律第100号）

【概要】

地区の特性にあわせて良好な市街地としての環境整備を図るため、地区のきめ細かいルールを住民参加によって定める制度

【指定又は認定の要件】

- ・用途地域が定められている土地の区域
- ・用途地域の定められていない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの
 - ①住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域
 - ②建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されている土地の区域
 - ③健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域（法第12条の5第1項）

【指定内容】

- ・目標
- ・整備、開発及び保全に関する方針
- ・次に掲げる事項のうち必要なもの
 - ①地区施設（道路、公園、緑地、広場、その他公共施設）の配置及び規模
 - ②地区整備計画（建築物等の用途の制限等のほか、建築物の緑化率、垣又はさくの構造）
 - ③現に存する樹林地、草地等の保全（法第12条の5第2項、第7項）

【指定・認定者】

市町村長（法第15条）

【その他】

条例を定めることにより、地区計画等の区域内における建築物の新設等に対して緑化率の最低限度が設けられ、一定割合以上の緑化が義務付けられる。この制度により、緑化地域と同様の緑化率規制が可能

3. 用語解説

■ あ ■

○アダプト・プログラム

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプト (Adopt) とは英語で「〇〇を養子にする」の意味。一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民がわが子のように愛情を持って面倒をみ (清掃美化を行い)、行政がこれを支援する制度。

○生垣

敷地や庭などの区画として設ける囲いで、竹で編んだものや木を植えたもの。

○NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

○延焼遮断帯

火災が起きた際に出火元以外の建築物などに火が燃え広がることを防ぐことを目的とした、植樹帯や連続した耐火建築物などのこと。

○屋上緑化

建物の屋上に植物を育成させ緑化し、建物自体の温度上昇を抑えることで、建物の冷房の運転効率を高め、ヒートアイランド現象など、都市の気温上昇を抑え、ひいては地球温暖化の軽減を図ること。

○オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がり。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。

○温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。対流圏オゾン・二酸化炭素・メタンなどが該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

■ か ■

○開発行為

都市計画法における、主として建築物の建築または特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。土地の区画形質の変更とは、宅地造成などに伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土・整地をいい、単なる土地の分合筆などのような権利区画の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事などは含まない。

○川のまるごと再生プロジェクト

従来まで行われてきたスポット的な水辺再生から、一つの市町村もしくは複数の市町村を流れる川をまるごと対象にステップアップした、まちづくりと一体となった、埼玉県による川の再生事業。県民、市町村、県がともに取り組みを進め、地域の特性に応じたテーマで再生を行う点も特徴である。

○緩衝帯

自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなど公害の影響を緩和し、後背地の環境を保全するために、道路や工場等の施設に沿って配置された緑地や工作物など。「バッファゾーン」ともいう。

○間伐材

林地に苗木を植樹して森林とする場合に、順調に生育すると密植状態になるのを防ぐためには、木を切ってまばらにすることが必要であり、この際に切られた木のこと。間伐材は細く、一般の構造材としては利用しにくいいため、足場用、きのこ栽培用、パルプ用などに使われる。

○休耕地

田畑として利用されていない農地。

○教育振興基本計画

改正教育基本法に基づき、教育の目指すべき姿および教育を振興していくための方針として、計画的に取り組むべき施策を示した計画。

○共生

異なった種類の生物が密接な関係で一緒に生活している現象。共生者の生活上の利益・不利益の有無に基準を置いて、共生を相利共生・片利共生・寄生の三つに大きく区分する。

○協働

複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。コラボレーション、パートナーシップともいう。

○グリーンカーテン

建物の壁面に植物を這わせる「壁面緑化」を行い、直射日光を遮るカーテンとして使用すること。または、そのための植物のこと。

グリーンカーテンは、植物の葉が日光を遮るだけでなく、葉の蒸散作用により壁が熱を持って室温を上昇させる効果も緩和できる。環境にもやさしく、見た目にも清涼感があるなど、副次的な効果も多い。

○景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市または中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、確認を得た市町村の区域にあたっては、それらの市町村が景観行政団体となる。

○景観法

日本の都市や農村・山村・漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律。その背景には、街なみや里山の景観を整備することで地域ごとの魅力を高め、活性化を図るという理念を持つ。平成16年6月に制定され、同年12月に施行された。景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律も整備・改正されたが、これらを総称して「景観緑三法」という。

○建築協定

土地所有者や借地権者が個別地域における住環境を守るなどのために、敷地・位置・構造・用途・形態・デザイン・建築設備などの基準について取り決める、建築基準法に基づいた協定のこと。建築協定の内容は、市町村長や都道府県知事の許可を得て公告されるため、建築協定の効力は後から協定区域内の土地の所有者になった者にも及ぶことになる。

○建築行為

建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、建築行為に伴う規模や建築物の用途に応じて各種の許認可を求められることがある。一般には、建築物を新築・増築・改築・移転することをいう。

○光合成

植物が、光のエネルギーを使って二酸化炭素から有機物を合成する過程の総称。合成の場は葉緑体である。

○耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、

今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、原野化しているような土地は含まない。

○工場立地法

特定工場(敷地面積が9,000㎡以上、または建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の中・大規模工場)を新設・増設する場合、工場敷地面積に占める生産施設面積の割合に制限を課し、一定規模の緑地、環境施設の確保を義務づける法律。

○コミュニティ

本来は地域共同体や地域共同社会のことで、居住者同士の親睦・協力など共同生活を営んでいく上で大切な「つながり」全般を指す。良好なコミュニティが築かれていれば、その地域における住み心地も向上する。

■ さ ■

○埼玉県5か年計画

埼玉県が策定した、県政運営の指針となる総合計画。目指すべき将来像を掲げ、それを実現するための進路と戦略をもとにした各種施策が記載されている。

○里山

人の集落の近くにあり、生活利用のために人手が加えられて環境が維持されている山のこと。

○市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、すでに市街地を形成している区域および、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされている。

○市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制するため、原則として開発や建築等が禁止される地域。市街化調整区域内では、農林水産業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除いて開発行為は許可されず、また、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。

○資源循環

従来は廃棄物として処理されていたものを、リサイクルなどにより再び資源として活用できる状態にすること。

○自然公園

優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相などを含む広大な自然地域を対象とし、これらの自然を保護し人々の野外レクリエーション利用や教育の場として、自然公園法または県立自然公園条例に基づき指定する地域。自然公園には、国が指定する国立公園・国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

○下草刈り

植栽した造林木の生育の支障となる草本・灌木・萌芽・ササ類・シダ類などを刈り払うこと。林床の草本を総じて刈り払う作業であり、農林業においては「下刈り」と呼ぶのが正式。

アジアモンスーン気候に属する日本では、夏季におけるこれら植生の繁殖は極めて旺盛であるため、造林木がこれらの植生の上に出るまでの間(植栽後6～8年間)毎年実施することが必要である。

○市民農園

都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜や花等の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。また、市民農園整備促進法に基づいた市民農園開設の認定を受けることにより、農地法の特例(転用許可不要)や都市計画法の特例(開発許可が可能)等といった措置の対象となる。

○社会資本

国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設のこと。公共的便益を生産する固定資本も含む。道路・港湾・工業用地などの生産関連と、住宅・公園・上下水道などの生活関連に大別される。

○社叢

神社において社殿や神社境内を囲うように密生している林。植生ではなく自生によって成立した樹叢であることが多い。

○首都圏近郊緑地保全法

首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。

○蒸散作用

植物体内の水分が、水蒸気となって空気中に放散する作用。葉の裏に多い気孔からおもに行われる。根から水を吸い上げ、葉温を低下させる役割がある。

○森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想。

○生態系

自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うものと食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象・土壌・地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

○接道緑化

建築物などの敷地における道路に接する部分の緑化のこと。生垣や花壇の設置など多岐にわたる。美しい都市景観の実現はもちろん、地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀などを除却することにもつながるため、防災面での機能も期待できる。

○総合振興計画

地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。基本構想とこれに基づく基本計画及び実施計画からなるものが多い。

■ た ■

○多自然化

生物の生育、自然の景観など本来自然環境が持っている多様性を保全し、あるいは創出すること。

○地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体の長がそれぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

○地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高くなることを主な原因として、地球表面の平均気温が上昇する現象。温暖化の影響は、気象の変化や海面上昇など自然生態系から、農業生産・水資源・健康など人々の社会生活

まで多岐の分野に及ぶ。

○地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

○中心市街地

都市における地域の中心となる中央業務地区のこと。人口が集中し、商業・行政機能が充実している地域を指す。現在、モータリゼーションの普及から地方都市の市街地は衰退傾向が強い。また、少子高齢化の時代背景もあり、コンパクトシティを目指す自治体では近年、都市観光、まちなか居住、歩いて暮らせるまちづくり等、中心市街地の活性化に向けた取り組みが行われている。

○調整池・調節池

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池のこと。調整池は主に土地の開発者が設置する暫定施設、調節池は主に河川管理者が設置する恒久施設と区分している。

○都市計画区域

都市計画法に基づき、自然的及び社会的条件ならびに人口・土地利用・交通量その他を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域で都道府県知事が指定した区域のこと。

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域内における人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めたもの。

○都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画法に基づき、都市計画決定された道路。

○都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に制定された法律。都市計画の内容やその決定手続き、都市計画の制限、都市計画事業その他都市計画に関しての必要な事項が定められている。

○都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいた、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地

区別の将来あるべき姿を明示し、地域における都市づくりの課題と整備の方針を明らかにするマスタープラン。作成にあたっては、必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされており、策定委員会の設置や説明会、アンケートなどが実施される。

○都市公園

都市公園法に基づいた公園または公園緑地のことであり、国または地方公共団体が設置するもので都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域に設置するものをいう。

○都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律とともに、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

○特殊緑化

都市の土地利用の高度化・高密化に伴う緑の不足を補い、安全で快適な潤いのある豊かな都市環境の形成に資するための、従来緑化が困難とされてきた空間における緑化のこと。具体的には、屋上緑化や壁面緑化を指す。

■ な ■

○農業振興地域の整備に関する法律

自然的経済社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として制定された法律。

○農地法

耕作者の農地取得の促進、その権利の保護、土地の農業上の効率的な利用を図るための農地関係の調整などを定めた農地に関する基本法。

■ は ■

○花いっぱい運動

様々な自治体で採用されている、花を植えることでまちの景観を良くする目的の運動。

○バリアフリー

社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた事物および状態のこと。

○ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

都市化の進展に伴う緑地の減少に対して、景観に優れた緑地を「ふるさとの緑の景観地」等として指定するなど、緑地の保全と緑化の推進に資するため、埼玉県が制定した条例。

○壁面緑化

建築物の壁面を植物で覆うことにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。自治体によっては、ヒートアイランド対策として緑化事業の一つとして位置づけられている。

○ポケットパーク

都市の中のわずかな空間を利用して歩行者や住民に休息や語らいの場を提供し、都市環境の向上と改善に資するために設けられる小規模な公園のこと。

■ ま ■

○街歩き

街なかを散策する中で、景観資源の把握や意識啓発、問題点の発見などを行うワークショップにおける手法の一つ。街なかでの回遊性や滞在時間の向上を図るための観光企画としての側面も持つ。

○密集市街地

老朽化した木造住宅等の建築物が密集していて、しかも十分な道路・公園・緑地などの公共施設がないことから、その特定防災機能が確保されていない市街地のこと。現在、防災街区整備事業によって、特に緊急性の高い密集市街地の整備・再開発が進められている。

○ミティゲーション

一般に「緩和・軽減」などと訳されるが、環境対策においては「開発による自然環境への影響を何らかの具体的な措置によって緩和すること」を意味する。人間活動によるマイナスの環境影響を緩和するため、事業者に課せられる保全行為のことでもある。

【参考】ミティゲーションの5つの概念と処置

- ・回避＝特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響の全体を回避する
- ・最小化＝行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する
- ・修正＝影響を受けた環境を修復・回復・改善することにより、影響を矯正する
- ・軽減＝保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する
- ・代償＝代替の資源や環境で置換・提供することにより、影響を代償する

○緑の基本計画

都市緑地法に基づいた、市町村が定める都市における緑地の保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標や配置方針を定めた計画。

■ や ■

○遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

○ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

■ ら ■

○稜線

その山域の主要なピークを結ぶ尾根のこと。稜線の中でも最も顕著な尾根の連なりを主稜線・主脈などという。

○緑地協定

市街地の良好な環境を確保するために、都市計画区域内のある程度まとまった土地の所有者や借地権者、さらにその土地に建てられた建築物の所有者や賃借人などが話し合い全員の合意で取り決め、市町村長の許可を得て締結する緑化に関する協定のこと。許可の公告の日以降に協定内の土地・建築物の所有者になった人に対してもその効力が及ぶ。

○レクリエーション

余暇・自由時間の中で、休養・娯楽・修養・気晴らしなど心身のリフレッシュ効果を期待する時間の使い方のこと。

■ わ ■

○ワークショップ

ワークショップとは元来、協働で仕事を行う場を指す言葉。教育研修の手法としては、参加体験型グループ学習を意味する。講師からの講義やセミナーと違い、参加者自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学び取るのが特徴。研究や創作活動の手法として、あるいはまちづくりなどのコミュニティ活動における問題解決や合意形成の場として活用されることも多く、近年はあらゆる分野で広くワークショップが行われている。

毛呂山町緑の基本計画
平成27年3月
編集・発行：毛呂山町まちづくり整備課
〒350-0493
埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地
TEL：049-295-2112（代表）
FAX：049-295-0771
e-mail：mati@town.moroyama.saitama.jp